

令和 7 年 2 月 19 日

市民文教委員会

UD・男女共同参画課

第4次浜松市男女共同参画基本計画の策定について（修正案）

令和 6 年 11 月 12 日の市民文教委員会において報告しました「第 4 次浜松市男女共同参画基本計画」の策定について、パブリック・コメントの実施、浜松市男女共同参画審議会における審議を経て、別紙のとおり修正案を作成しましたので、ご報告いたします。

1 パブリック・コメント制度に基づく意見募集結果

（1）案の公表及び意見募集期間

令和 6 年 11 月 15 日（金）～令和 6 年 12 月 16 日（月）

（2）意見提出者数

6 人・7 団体

（3）意見数

40 件（提案 13 件、要望 11 件、質問 12 件、その他 4 件）

（4）案に対する反映度

案の修正 5 件、今後の参考 5 件、盛り込み済 8 件、その他 22 件

（5）市の考え方

P. 3～P. 16 のとおり

（6）市の考え方の公表時期

令和 7 年 2 月 19 日（水）

（7）意見募集結果の公表先

UD・男女共同参画課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター、市役所本館 1 階 PR コーナー、あいホールにて配布

浜松市ホームページに掲載

2 計画修正案

P. 17～P. 110 のとおり

3 計画の施行

令和 7 年 4 月（計画期間：令和 7～11 年度）

第4次浜松市男女共同参画基本計画(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和6年11月から12月にかけて実施しました第4次浜松市男女共同参画基本計画(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等6人・7団体から40件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「第4次浜松市男女共同参画基本計画」を策定し、令和7年4月からの実施を予定しています。今後とも、男女共同参画の推進に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)にも掲載しております。

令和7年2月

浜松市 市民部 UD・男女共同参画課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

TEL 053-457-2561

FAX 053-457-2750

Eメールアドレス

ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和6年11月15日から令和6年12月16日			
【意見提出者数】	6人・7団体			
【意見数内訳】	40件 (提案13件、要望11件、質問12件、その他4件)			
【提出方法】	持参(0)、郵便(0)、電子メール(8)、FAX(1) 説明会等(4)			
【案に対する反映度】	案の修正	5件	今後の参考	5件
	盛り込み済	8件	その他	22件

目次

第1章	計画策定にあたって（意見数：6件）	2ページ
第2章	計画の概要（意見数：4件）	3ページ
第3章	施策の方向性及び基本的施策	
I	ジェンダー平等意識の醸成	
1	男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革 (意見数：2件)	5ページ
2	政策・方針決定過程への女性の参画拡大（意見数：2件）	6ページ
II	固定的性別役割分担からの脱却	
3	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	
4	労働の場における女性活躍の推進（意見数：1件）	6ページ
III	安全・安心な暮らしの実現	
5	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利） の視点に立った健康支援（意見数：7件）	6ページ
6	生活に困難を抱える人への支援（意見数：5件）	8ページ
7	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	
その他	（意見数：13件）	10ページ

第1章 計画策定にあたって（意見数：6件）

提案 1	P.1「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の後ろに（性と生殖に関する健康と権利）の文言を追加してはどうか。
-----------------	---

【市の考え方】案の修正

いただきました貴重なご意見を参考に、次のとおり修正します。

《修正内容》

〈修正前〉

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」

〈修正後〉

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」

提案 2	P.2「附属機関における女性の登用率」について、令和6年度の目標値35.0%は令和5年度実績よりも低く、達成感とともに意欲が減退すると思う。政策方針決定過程への女性参画は女性活躍のため重要なポイントだと思う。P.6やP.11の目標値を勘案すると38%位が妥当かと思う。
-----------------	--

【市の考え方】その他

令和6年度目標値については、現行の第3次計画策定時（平成29年度）に、当時の女性登用率の状況を勘案して設定したものです。計画期間中に目標値を達成したことから、次期計画においては国の目標値に合わせ、40%以上60%以下としています。

要望 1	P.2「附属機関」には審議会や協議会などがあるが、市民にはなじみがないだけに説明を加えてほしい。
-----------------	--

【市の考え方】その他

別に作成する資料編の用語解説に説明を記載します。

質問 1	P.1「基準値」はどのような数字を根拠に算出しているのか。
-----------------	-------------------------------

【市の考え方】その他

P.1に記載している指標は現行の第3次計画の内容です。現行計画は平成29年度中に策定作業を行っており、その時点の最新の実績である平成28年度の数値を成果指標の基準値として設定しました。

質問 2	課題として男女の賃金格差が挙げられているが、計画の基本的施策にその解消に向けての具体的な施策がないのがなぜか。
-----------------	---

【市の考え方】盛り込み済

男女間の賃金格差が発生している事例として、男性に比べ女性の非正規雇用の割合が高いことや、結婚、出産を機に一旦離職し子育てが一段落してから再就職をするというような傾向があります。また、比較的給料が高い業種に女性が少ないことも格差の要因の一つと推測されます。取組としては、施策の方向性の「3：ワーク・ライフ・バランスの推進」や「4：労働の場における女性活躍の推進」が該当します。女性が働きやすい環境づくりの取組や、女性のキャリアアップ支援、女性の就労継続支援などを行っていくとともに、企業に対する意識啓発や周囲の人たちの理解促進、男性の家事参画の促進など総合的に取り組むことで男女間の賃金格差対策に対応したいと考えます。

質問 3	浜松市正規職員の男女賃金格差は具体的にどれほどか。また、それは改善傾向にあるか。
-----------------	--

【市の考え方】その他

男女間の賃金格差については令和4年度から集計を始めたものであり、2年間の数字です。男性の正規職員の給与を100とした時、女性の給与の割合は令和4年度：85.6%、令和5年度：85.5%です。この数字は浜松市の公式ホームページで公表しています。改善傾向にあるかについては2年間の実績しかないため、現時点での判断は難しいと考えます。

第2章 計画の概要（意見数：4件）

提案 3	P.3「自らが望む真のワーク・ライフ・バランス実現」は文脈から「誰もが望む真のワーク・ライフ・バランス実現」としたほうがベターかと思う。
-----------------	--

【市の考え方】その他

理想とするワーク・ライフ・バランスのあり方は人によって異なり、それぞれが望む理想の実現を目標としていることから、このような表現としています。

提 案 4	基本的施策の中に、「男女共同参画を推進する人材の育成」を加えることを提案する。 ■男女共同参画を推進する人材の育成 男女共同参画の推進のため、市民活動の場や企業等の組織内など社会の様々な場において、ジェンダー課題の解決に携わる人材の育成に取り組みます。 (主な取組) ジェンダー課題の解決について実践的な知識やスキルを学ぶ機会の提供（育成講座・出前講座・研修など） 男女共同参画を推進するためには、市民活動の場や企業等の組織内をはじめ社会の様々な場において、ジェンダー課題の解決のための実践的な知識やスキルを持ち、かつ解決のために積極的に活動・発信する人材が不可欠だと感じている。しかし、このような人材になるために知識やスキルを得られる機会は、まだまだ少ないのが現状である。現行の案でも、基本的施策の(1)「男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実」、(7)「女性の人材育成にかかる施策の充実」が挙げられており、男女共同参画を推進する人材が育つことがある程度期待できると思われる。しかし、学んで知識を得るだけでは、実践的に活動・発信する段階への距離は大きいと思われる。また、男女共同参画の推進に取り組む人材は、女性だけでなくあらゆるジェンダーの人が積極的に加わってほしいと感じている。以上から、現行案からさらに一步踏み込んで、「男女共同参画を推進する人材の育成」に取り組むことを掲げていただきたい。
-------------	--

【市の考え方】盛り込み済

本市では、男女共同参画推進の拠点施設である「あいホール」において男女共同参画にかかる啓発・人材育成事業を行っています。その中で、女性人材育成講座「はままつ女性カレッジ」や、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する人材育成事業等を実施し、人材の育成に努めています。男女共同参画意識の醸成を図るためには、男女共同参画を推進していく人材の育成は重要であると考えますので、いただきました貴重なご意見につきましては、今後の事業企画検討の際の参考とさせていただきます。

要 望 2	P.3 の「形式的な平等」、「実質的な平等」、「ポジティブアクション」については、今回の基本計画のキーワードなので、具体的な説明がほしい。
-------------	--

【市の考え方】その他

「形式的な平等」「実質的な平等」については2 ページで具体例を記載しています。「ポジティブアクション」については、別に作成する資料編の用語解説において説明を記載します。

質問 4	P. 6、P. 15「就職支援女性の就業率」の「就職支援女性」とはどのような立場の女性か。
-----------------	---

【市の考え方】その他

市が主催する就労セミナーや就職フェア、講座等に参加する就労希望の女性を対象としています。

第3章 施策の方向性及び基本的施策

I ジェンダー平等意識の醸成

1 男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革（意見数：2件）

提案 5	P. 9(1)④「男女共同参画の視点による配慮の促進（市職員研修など）」とあるが、配慮ではなく理解など別の表現を望む。「男女共同参画の視点の理解を促進」など。配慮するという表現は間違っていないが、「恩恵的な」イメージもあり、人によって取り方が異なるからである。 特に市の職員の方には「男女共同参画をやらなきゃいけないから」ではなく、当然そういう社会にしていくことが浜松市にとって必要であると理解した上で、施策に取り組んでいただきたいし、できると思っている。ご検討願えれば幸いである。
-----------------	---

【市の考え方】案の修正

いただきました貴重なご意見を参考に、次のとおり修正します。

《修正内容》

〈修正前〉「男女共同参画の視点による配慮の促進」

〈修正後〉「男女共同参画の視点の理解促進」

要望 3	P. 9(2)④「女性消防吏員の参画拡大」について、「消防士」を含むと思いますが、「消防吏員」は市民になじみがなく説明がほしい。
-----------------	--

【市の考え方】案の修正

いただきました貴重なご意見を参考に、次のとおり修正します。

《修正内容》

〈修正前〉

「女性消防吏員の参画拡大（女性消防吏員の活躍推進）」

〈修正後〉

「女性消防士の参画拡大（女性消防士の活躍推進）」

2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大（意見数：2件）

提案 6	P. 11 教育や学習機会を充実させる意味で、社会で活躍されているロールモデルに足り得る人の事例紹介や当事者の経験談を聞く機会があっても良いと思う。
-----------------	--

【市の考え方】盛り込み済

女性のキャリアアップ及び就労継続を支援する取組の中で、ロールモデルを招いた講座等の実施を行っており、今度も引き続き事業企画の中で検討してまいります。

その他 1	P. 10にある「事業所において女性従業員の管理職登用に関する問題・課題」の問いに、特に%の大きい「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」39.9%や「特にない」27.7%、さらにP. 20にある「配偶者やパートナーなどから受けた暴力について、誰かに相談しましたか」の問いに「相談しなかった」51.9%については「なぜだろう」と気になる数字である。「なぜだろう」を深堀すれば解が見いだせるかと思う。
------------------	---

【市の考え方】その他

ご記載いただきました「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」は、女性が管理職になることを望むことができない状況におかれていたり、また、「相談しなかった」については、相談支援に繋がらずに被害が深刻化してしまうなど、それぞれ大きな問題が含まれていると考え、各施策における課題として挙げています。

II 固定的性別役割分担からの脱却

4 労働の場における女性活躍の推進（意見数：1件）

質問 5	P. 15の(12)②「女性の起業支援」について、何をもって成果とするのか。相談件数なのか、開業届を出した件数か。
-----------------	---

【市の考え方】その他

起業家カフェを利用して起業したことが確認できた女性の人数としています。

III 安全・安心なくらしの実現

5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った健康支援（意見数：7件）

要望 4	基本的施策(18)性の多様性の理解促進において、性的マイノリティへの取組をしっかりと計画されているという印象である。浜松市はパートナーシップ宣誓制度を作り上げる段階から市内当事者団体と連携をし、告知も共に行ってきた。当事者団体がパートナーシップ宣誓制度に関わることで宣誓をする人も着実に増えている。次の5年間も当事者や当事者団体、関係団体と引き続き連携をして共に取り組んでもらいたい。
-----------------	--

【市の考え方】盛り込み済

本市では令和2年4月より「パートナーシップ宣誓制度」を導入しており、宣誓組数は令和6年12月末時点で105組となっています。各種啓発において、今後も引き続き、当事者、当事者団体、関係団体、関係機関等との連携により、性の多様性の理解促進に努めてまいります。

提案 7	P. 17(17)「性を正しく理解するための啓発と相談」の①「性に対する正しい理解に向けた包括的な教育および啓発」について、学校教育で国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づく「包括的性教育」を扱うことを入れている。子どもが自身の性について正しく知るためには、幼児期から「私だけの領域があること（プライベートゾーン）」や「完全な YES 以外は全て NO（性的同意）」の話を含む、包括的性教育は欠かせない。性暴力の被害者にも加害者にもならないためにも必要である。 子ども達が人権を基盤に、自らの身体や人間関係、性の多様性、ジェンダー平等など、幼児期から家庭でも地域でも学校でも繰り返し教わることで、それは、自分の身体を自分で決めることや、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツにもつながる。教育基本計画、人権施策推進計画等にはもちろんであるが、男女共同参画基本計画の中にも入れ込む必要があると考える。
------------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

性を正しく理解するためには、教育の推進と周知啓発が重要であると考えます。いただきました貴重なご意見は、関係部局による連携を図りながら、今後の施策の推進の参考とさせていただきます。

要望 5	P. 17(18)「性の多様性の理解促進」の①「性の多様性の理解促進のための啓発」、③「学校教育における性の多様性の理解促進」について、講座、研修会、どんどんやっていただきたい。学校の教職員研修は特に願います。性の多様性が認められない学校の中で苦しんでいる子どもがたくさんいる。当事者の子どもへの合理的配慮はもちろん必要であるが、「性別二元論」や「異性愛者絶対主義」など、そもそもの社会的障壁により苦しめられている子どもがたくさんいる。カムアウトしている子どもが「いる/いない」に関わらず、基礎的環境整備をお願いします。
------------------------	---

【市の考え方】 盛り込み済

研修会、講座等を実施し、性の多様性の理解促進に努めてまいります。

質問 6	P. 16「生理に対して、日頃どのようなことを感じますか」の回答割合の合計が 103%であるのは不可解である。
------------------------	--

【市の考え方】 その他

複数回答可の質問であるため、回答の割合を合計しても 100%にはなりません。全回答者数のうち、どのくらいの割合の人が各選択肢を選んだかを表したグラフです。

質問 7	計画には、パートナーシップ宣誓制度の詳細が載っているのか。
------------------------	--------------------------------------

【市の考え方】 その他

主な取組として記載はしていますが、制度の詳細までは記載していません。パートナーシップ宣誓制度の概要については、市のホームページにてご覧いただけます。

質問 8	P. 17(18)「性の多様性の理解促進」の②「パートナーシップ宣誓制度による理解促進」は、「パートナーシップ宣誓制度の理解促進」ではないか。
---------	---

【市の考え方】 その他

パートナーシップ宣誓制度自体の理解を広めるだけでなく、本制度を通して性の多様性の理解促進を図っていくという観点から、このような表現としています。

質問 9	性的マイノリティに対する配慮・施策は計画に含まれているか。
---------	-------------------------------

【市の考え方】 盛り込み済

基本的施策（18）「性の多様性の理解促進」において取り組んでまいります。

6 生活に困難を抱える人への支援（意見数：5件）

要望 6	P. 18「6:生活に困難を抱える人への支援」の浜松市におけるひとり親家庭の推移について、母子家庭の世帯が令和2年で4,033世帯あると記載されている。平成7年と比較すると約1.8倍である。私たち市民も何らかの援助ができればよいが、その方法が分からない。市は広く市民に公聴し、市民の助力をお願いしたらいかがか。
---------	---

【市の考え方】 今後の参考

「生活に困難を抱える人への支援」にあたっては、行政だけでなく、関係機関、民間団体等との連携とともに、市民の皆様にもご理解・ご協力をいただくことも考えられます。いただきました貴重なご意見は、今後の施策の推進の参考とさせていただきます。

提案 8	P. 19(21)「女性であることで複合的な困難を抱える人への支援」の項目に昨今問題となっている「ヤングケアラー」を追加したらどうか。当事者が当然の行為として気付かない、あるいは言いたくても言えないといった他者には分かりにくい問題を孕んでいると思う。
---------	---

【市の考え方】 今後の参考

女性が抱える困難の背景には、DV、性暴力、生活困窮、孤独・孤立、健康問題等、様々な問題が複雑に絡み合っていることがあります。いただきました貴重なご意見は、困難を抱える女性への支援の取組において、今後の施策の推進の参考とさせていただきます。

提 案 9	Ⅲ「安全・安心なくらしの実現」の 6「生活に困難を抱える人への支援」について、現状と課題には、母子生活世帯の生活困難や貧困の連鎖を防ぐため若年層への支援が重要であると考えているとある。また、女性であることで複合的な困難を抱えることの背景は要因が複雑に絡み合っているため、それぞれの実情に応じたきめ細やかな支援が求められているともある。基本的施策では(19)ひとり親家庭等の自立支援、(20)生活困窮者、孤独・孤立者の自立支援、(21)女性であることで複合的な困難を抱える人への支援について、既存事業などからの取組が表記されている。市内には女性を支援する民間活動団体やグループがある。計画の作成には、規模は小さくとも団体やグループにヒアリングもしくはアンケートで現状調査や課題について聴取し、施策に反映させる必要があるのではないか。特に複合的な困難を抱える人については「見えているようで見えない」場合が多く、民間の活動団体が細々と把握し支援しているケースもあるかと思う。「きめ細やかな支援」を実現し、貧困等の連鎖を予防するためには必要と考える。
-------------	--

【市の考え方】今後の参考

「生活に困難を抱える人への支援」にあたっては、支援等を行う民間団体等を含め、実際に支援を行う実務者との情報交換や支援内容に関する協議等が必要であると考えます。いただきました貴重なご意見は、生活に困難を抱える人への支援の取組において、今後の施策の推進の参考とさせていただきます。

提 案 10	P. 19 の成果指標「高等職業訓練促進給付金修了者の就職率」について、高等職業訓練促進給付金の対象者の範囲が狭いように思う。また、一般には知られていないと思う。具体的な施策に対する対応がよくわからない。どうしてこの指標が適切なのかを示していただくか、指標の変更を検討いただきたい。
--------------	--

【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、さらに影響範囲の広い成果指標への変更の必要性があると考えます。現状では、客観的な数値目標として設定できる統計等がないため、現在策定中の「浜松市こども計画」において、児童扶養手当受給者を対象に毎年アンケート調査を行い、ひとり親家庭の生活状況が改善の方向に動いているかを確認する予定であることから、これに合わせ次のとおり修正します。

《修正内容》

〈修正前〉

高等職業訓練促進給付金修了者の就職率 100%

〈修正後〉

ひとり親家庭で孤立していると感じる人の割合 減少

※令和 7 年度のアンケート調査の結果を基に目標値を設定する予定

提案 11	P. 19 の(21)「女性であることで複合的な困難を抱える人への支援」について、こういった人たちを支援する団体への支援をお願いしたい。困難を抱える人が継続的に支援を受けるためには、団体の継続的活動が必須であるため、行政からの支援（人的、資金的ほか）が必要かと思われる。
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

「女性であることで複合的な困難を抱える人への支援」の実施にあたっては、行政機関及び民間団体を含む関係機関等が相互に連携を図り、適切な支援を行っていくことが必要であると考えています。いただきました貴重なご意見は、困難を抱える女性への支援の取組において、今後の施策の推進の参考とさせていただきます。

その他（意見数：１３件）

提案 12	女性への支援が中心になるのは、女性が置かれている現状を反映したものであると思われるが、男性に対する働きかけや支援について言及しているものが少ないように思われる。 Ⅱ-3-(9)「男性の家事・育児等への参画と理解の促進」だけでなく、男女共同参画の意義や取組について、男性の立場・視点から理解を深めていただけるような施策、加えて、男性相談などの男性に寄り添った施策があってもいいのではと思う。
------------------	--

【市の考え方】案の修正

男性関連施策については、1-(1)(3)、3-(9)、5-(16)(17)、7-(23)の基本的施策の中の取組において、意識啓発のための講座や情報誌発行、男女共同参画拠点施設における相談事業などを実施しています。男性相談につきましては、今後も実施していきますので、いただきました貴重なご意見を参考に、次のとおり修正します。今後も社会情勢等を考慮し、事業の企画検討を行ってまいります。

《修正内容》

〈修正前〉

P. 17(16)②相談支援体制の充実（女性の健康相談、こども家庭センター、こころのホットラインなど）

〈修正後〉

P. 17(16)②相談支援体制の充実（女性の健康相談、こども家庭センター、こころのホットライン、男性相談など）

提案 13	相談するにもどこに相談すればよいのか、まだまだ相談窓口の認知度は低いと思われる。「相談窓口」の一覧を記載していただけたらと思う。
------------------	--

【市の考え方】その他

社会情勢の急激な変化に伴い、各種相談窓口についても新規開設や手法等の変更など、大きく変わっています。最新の情報を提供するため、インターネット等を活用して情報の集約及び発信を行うとともに、リーフレットやカード等を活用した周知に努めてまいります。

要望 7	職場管理者への啓発が必要だと思う。男女共同参画社会の実現には、トップダウンが有効な一方法だと思う。有効にするためにはボトムアップが前提にあることを理解してもらうことが必要だと思うからである。
-----------------	---

【市の考え方】盛り込み済

施策の方向性「3：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」及び「4：労働の場における女性活躍の推進」内の施策において、企業の経営者や管理職者等に対する意識啓発に取り組んでまいります。

要望 8	パブコメが発表になり、読み込む時間があり、吟味する時間があり、知人友人・他団体との情報を共有する時間があり、担当部署に問い合わせをする時間があり、パブコメの構想を考える時間があり、実際に書いてみる時間があり、それを修正する時間があり、パブコメを提出する時間がある。しっかりとした意見を書こうと思ったらとても1ヶ月では足りないため、2ヶ月にしてほしい。
-----------------	---

【市の考え方】その他

浜松市パブリックコメント実施要綱において、意見書等の提出期間を30日以上とするよう定めています。本計画は令和7年4月施行の予定であり、策定作業、審議会、市議会、パブリックコメント等の全体のスケジュールを検討する中で、意見募集期間を11月15日から12月16日とさせていただきます。ご了承くださいませよう、お願いします。

要望 9	男女共同参画基本法は、一見聞こえはよいが、突き詰めれば個人主義・共産主義に基づくもので、日本の伝統的な価値観とは相容れないものである。この基本法の本質を見抜き、一部の左翼活動家の声に踊らされないでいただきたい。大多数の国民・市民は男女共同参画センターなど必要としていない。ここに投入する予算を別のことに使用していただきたい。
-----------------	--

【市の考え方】その他

未だ社会に根強く残っている固定的性別役割分担意識により性別による格差や差別が生じ、生きづらさや悩みを抱えている人たちがいます。性別にかかわらず、誰もが活躍できる社会となるよう、今後も男女共同参画の推進に努めてまいります。

要望 10	男女共同参画は、数字だけで判断すべきものではなく、男女それぞれの良さを考慮して進めてほしい。
------------------	--

【市の考え方】その他

性別にかかわらず誰もが活躍できる社会となるよう、各施策の推進に取り組んでまいります。

要望 11	男女共同参画の施策に男性がもっと関わるようになってもらいたい。
----------	---------------------------------

【市の考え方】 その他

男女共同参画は女性だけでなく、性別にかかわらず誰もが関わる社会全体の課題であると考えますので、様々な人が参画できるよう、施策の推進に取り組めます。

質問 10	この計画は誰に対するものか。
----------	----------------

【市の考え方】 その他

本計画は、市民、事業者、自治会等の皆様に協力をお願いし、進めていくものです。

質問 11	市役所職員（男性）の育休取得率は何%か。
----------	----------------------

【市の考え方】 その他

令和4年度の数値で、育休取得対象者中37.5%となっています。

質問 12	浜松市内の自治会長の女性の割合は何%か。
----------	----------------------

【市の考え方】 その他

自治会長に占める女性の割合は、令和5年度実績で約0.7%です。

その他 2	自治会の中の「女性の会」に対する市の見解を伺う。
----------	--------------------------

【市の考え方】 その他

「女性の会」に固定的性別役割分担意識により役割を割り当てるのであれば問題があるかもしれませんが、自治会への女性参画が推進されることには意義があると考えます。

その他 3	企業等では男女共同参画がかなり進展しているように思う。女性の地位向上がクローズアップされ、かえって男性が肩身の狭い思いをする状況もある。男性も女性も平等に協力する社会になってほしい。
----------	---

【市の考え方】 その他

説明の中では女性の施策が目立ちますが、「ジェンダー平等」の実現のための計画であり、男性に関する施策も含むものです。

そ の 他 4	性別により役割を分けるのではなく、できる人ができることを行うべきであるという考えをもっておくといよいと聞いたことがあるので、お伝えしておく。
----------------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

男女共同参画の推進にあたり、性別により役割を分ける固定的性別役割分担意識の解消は重要な課題であると考えます。「1：男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革」の施策において、意識啓発に取り組んでまいります。

(案)

第4次浜松市男女共同参画基本計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



目 次

第1章 計画策定にあたって

・計画の趣旨	1
・第3次浜松市男女共同参画基本計画の評価と課題	1
・第3次浜松市男女共同参画基本計画の振り返り	2

第2章 計画の概要

・計画の位置付け	3
・第4次浜松市男女共同参画基本計画策定に向けて	3
・計画期間	4
・基本目標	4
・計画の体系図	5
・指標設定	6
・推進体制	7
・進捗管理	7

第3章 施策の方向性及び基本的施策

I ジェンダー平等意識の醸成

1 男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革	8
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	10

II 固定的性別役割分担からの脱却

3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	12
4 労働の場における女性活躍の推進	14

III 安全・安心なくらしの実現

5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利） の視点に立った健康支援	16
6 生活に困難を抱える人への支援	18
7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	20

第1章 計画策定にあたって

計画の趣旨

浜松市では、平成14（2002）年12月に「浜松市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。この度、現在の第3次浜松市男女共同参画基本計画が令和6（2024）年度末をもって計画期間満了となることから、浜松市男女共同参画推進条例に基づき、第4次浜松市男女共同参画基本計画を策定しました。

第3次浜松市男女共同参画基本計画の評価と課題

第3次浜松市男女共同参画基本計画（平成30年度～令和6年度）では、「男女がともに自立・参画し、高めあう創造都市 浜松」の実現を目指し、3つの基本目標を定め、各施策の推進に取り組みました。新計画策定にあたり、これまでの施策を評価し、課題を抽出しました。

基本目標 「個の力を発揮する」

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 労働の場における女性活躍の推進
- ③ 生涯にわたる男女のこころと体の健康支援

ワーク・ライフ・バランス推進については、認証事業所数の増加など、概ね計画どおりに進めることができました。また、保育所の待機児童数は0人を達成する一方、放課後児童会の待機児童数は定員数増を上回るニーズの増加や施設確保などの課題を抱えています。

女性活躍推進については、女性の再就職支援や起業支援等の雇用関連の取組において計画を上回る成果を得られています。しかし、管理職に占める女性割合は未だ低い水準にあり、さらに女性の転出超過が人口減少の要因として大きな課題となっています。

こころと体の健康支援においては、新型コロナウイルス感染症拡大における「生理の貧困」の問題を契機に、女性特有の健康課題について周囲の理解不足や女性自身も正しい知識を得られていないなど、潜在化していた問題が明らかとなりました。また、乳がんや子宮頸がん検診などの受診率は未だ低い水準であり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の更なる啓発が求められます。

性の多様性理解促進においては、令和2（2020）年度に静岡県内で初めてパートナーシップ宣誓制度を開始し、令和3（2021）年度には「多様な性への理解を深め行動するための職員ハンドブック」を作成しました。今後も引き続き「性の多様性」について、市民や企業等に対し、啓発や理解の促進を図っていく必要があります。

成果指標	基準値 (H28)	実績 (R5)	目標値 (R6)
ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証数	30 社	139 社	150 社
保育所等利用待機児童数	168 人	0 人	0 人
放課後児童会待機児童数	377 人	202 人	0 人
市の女性職員が管理職に占める割合	8.1%	10.6%	15.0%
乳がん検診受診率	18.9%	19.2%	22.9%
子宮頸がん検診受診率	14.9%	14.9%	18.9%

- 基本目標 「地域で支え合う」 ④ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
⑤ 学校、地域における男女共同参画の推進と国際的理解

政策・方針決定過程への女性の参画拡大の取組については、令和3（2021）年度に市の附属機関の設置及び運営マニュアルの見直しを行いました。男女共同参画の視点を盛り込むことで、女性委員の登用率が令和5（2023）年度には35.6%となり、目標値35%以上を達成しましたが、地域等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、未だ低い水準にあります。

成果指標	基準値 (H28)	実績 (R5)	目標値 (R6)
附属機関における女性の登用率	27.6%	35.6%	35.0%
男女共同参画にかかる講座の満足度	95.8%	98.2%	100%

基本目標 「社会が支える」

- ⑥ 生活に困難を抱える男女への支援
⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、特に、非正規雇用やひとり親家庭の割合が比較的高く、より社会的に弱い立場にある女性への負担が大きいことから、ひとり親家庭への食料・生活用品提供や、ひとり親サポートセンターにおける自立支援等に取り組みました。

また、コロナ禍におけるDV被害者の増加や女性が抱える問題が複雑化していることから、従来の相談窓口での対応に加え、あいホール相談室においてSNSを活用した相談事業を開始し、相談者が相談しやすい体制の拡充を図ることで、被害者等を早期発見し、適切な支援に繋ぐよう取り組みました。また、DV防止の意識啓発のため、市民や中学生・高校生等を対象としたDV防止啓発講座を実施し、参加者数において目標値を上回る結果を得られました。しかし、DVという言葉は浸透しているものの、様々な形の暴力があることに対する理解度については、引き続き周知啓発が必要であると考えます。

成果指標	基準値 (H28)	実績 (R5)	目標値 (R6)
DV及びデートDV防止啓発講座の受講者数	977人	1,720人	1,000人以上/年

第3次浜松市男女共同参画基本計画の振り返り

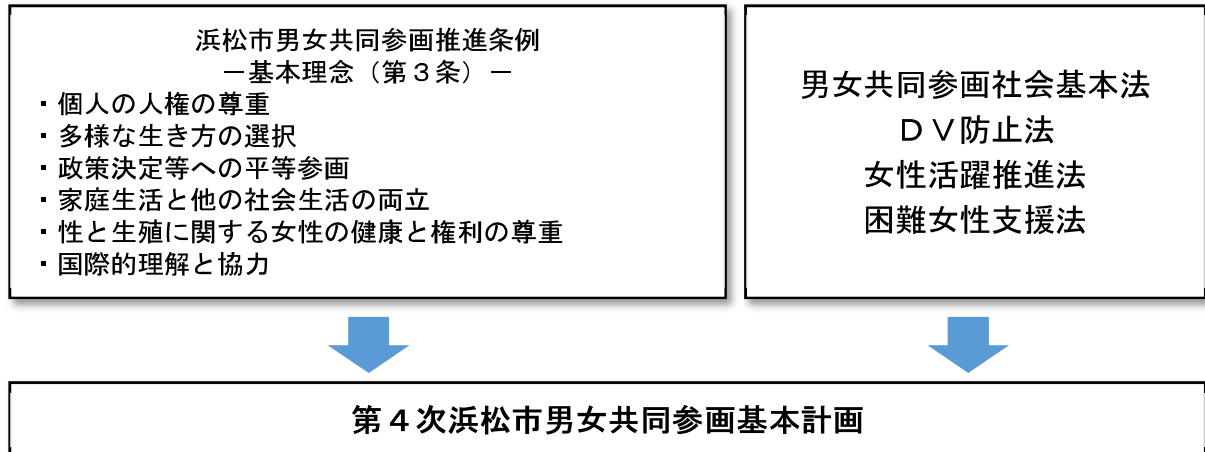
第3次浜松市男女共同参画基本計画（平成30年度～令和6年度）では、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消に向け、「ワーク・ライフ・バランスの推進」「労働の場における女性活躍の推進」「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を重点施策として取り組んできました。その結果、ここ数年で「ジェンダー平等」という言葉は浸透し、男女共同参画への意識が高まり、休暇取得促進や時間外労働短縮などのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組や、女性の就労継続・管理職比率向上などに努める事業者も増えてきました。

しかし、法律や制度などの整備が進み、男女間の「形式的な平等」は進んできたものの、賃金格差が生じていることや家事・育児等の負担が女性に偏っていることなど、「実質的な平等」とは言えない状況にあります。未だ社会に根強く残っている固定的性別役割分担意識などが、これらのジェンダーギャップが生じている大きな要因であると考えます。

第2章 計画の概要

計画の位置付け

第4次浜松市男女共同参画基本計画は、浜松市男女共同参画推進条例第3条における基本理念のもと、第12条第1項に基づき策定する基本計画です。また、「男女共同参画社会基本法」をはじめとする各種関連法に規定する計画として位置付けます。



第4次浜松市男女共同参画基本計画策定に向けて

新計画では前計画の課題を踏まえ、様々な過程にある現実の差異に着目し、「形式的な平等」から「実質的な平等」へ進化させることを目指します。そのためには、「ジェンダー平等意識の醸成」が不可欠であり、とりわけ「実質的な平等の実現」という重要課題を踏まえ、「公平・公正」な視点による男女共同参画の推進に取り組みます。

◆女性が抱える問題に対する支援の強化

近年、DV、性暴力、生活困窮、孤独・孤立、健康問題等、女性が抱える問題が複雑化・多様化・複合化しており、こうした問題に適切に対応できるように支援の強化を図ります。

◆自らが望む真のワーク・ライフ・バランス実現

性別にかかわらず働きながら家事・育児・介護そして健康を維持する時代へと変化している今だからこそ、未だ残る固定的性別役割分担意識の解消や女性特有の健康課題等で生じる性差の理解促進に努める必要があります。女性が仕事と生活を両立させながらキャリア形成ができる環境や、誰もが自らの理想とする生活と仕事を両立することができる真のワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、企業トップや市民の意識改革を図ります。

◆女性の活躍推進と女性に選ばれるまちづくり

本市における人口減少の要因の一つとして、若い女性の転出超過が課題となっています。ポジティブアクションとして官民一体となって「女性に選ばれるまちづくり」を推進します。自身が望む場で活躍することができる浜松となることで、女性だけでなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らすことができる自由で寛容な「持続可能なまち」へ繋がっていくと考えます。

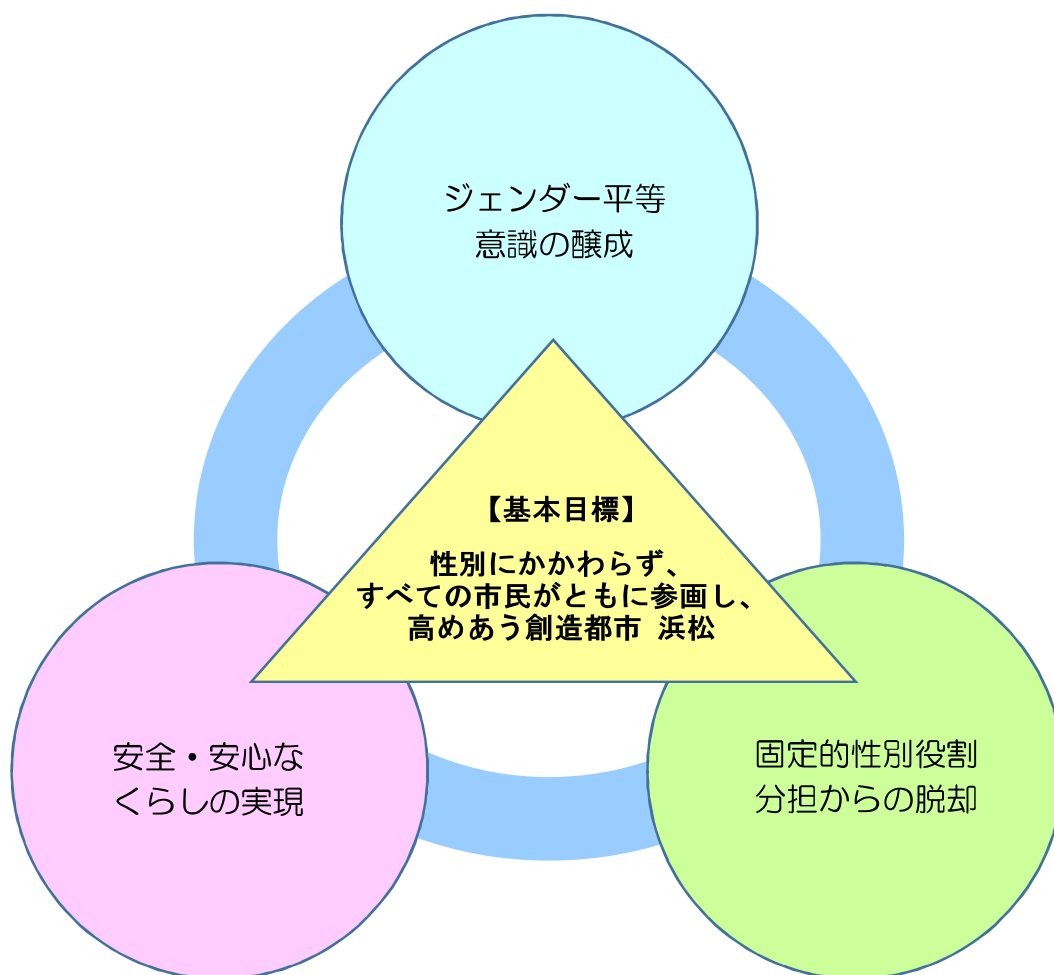
計画期間

令和7（2025）年度 ～ 令和11（2029）年度

基本目標（目指す将来像）

「性別にかかわらず、すべての市民がともに参画し、高めあう創造都市 浜松」

新計画では、「ジェンダー平等意識の醸成」、「固定的性別役割分担からの脱却」、「安全・安心な暮らしの実現」を計画の三本柱として、基本目標「性別にかかわらず、すべての市民がともに参画し、高めあう創造都市 浜松」の実現を目指します。



計画の体系図

本計画は、基本目標の実現のため、3つの柱のもと、7つの「施策の方向性」と24の「基本的施策」により構成し、各事業所管課において取組を進めることで計画の推進を図ります。

関連法		柱	施策の方向性	基本的施策
男女共同参画社会基本法	女性活躍推進法	Ⅰ ジェンダー平等意識の醸成	1：男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革【重点施策】	(1) 男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実
				(2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
				(3) 男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実
				(4) 男女共同参画の視点に立った国際的理解と情報発信
			2：政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(5) 審議会等への女性の参画拡大
				(6) あらゆる分野における女性の参画拡大
				(7) 女性の人材育成にかかる施策の充実
	困難女性支援法	Ⅱ 固定的性別役割分担からの脱却	3：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進【重点施策】	(8) 誰もが働きやすい職場環境づくりの支援
				(9) 男性の家事・育児等への参画と理解の促進
				(10) 多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実
			4：労働の場における女性活躍の推進	(11) 働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援
				(12) 女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援
				(13) 農林水産業等における女性の参画促進
				(14) 労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発
	DV防止法	Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	5：リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った健康支援【重点施策】	(15) 生涯を通じたところと体の健康支援
				(16) 健康課題に関する理解促進と支援
				(17) 性を正しく理解するための啓発と相談
				(18) 性の多様性の理解促進
			6：生活に困難を抱える人への支援	(19) ひとり親家庭等の自立支援
				(20) 生活困窮者、孤独・孤立者の自立支援
				(21) 女性であることで複合的な困難を抱える人への支援
			7：ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	(22) DVや性暴力等の防止に向けた意識啓発と情報発信
				(23) 被害者の相談支援体制の充実
				(24) 被害者の自立に向けた支援の充実

指標設定

第4次浜松市男女共同参画基本計画において施策を着実に推進していくため、次のとおり指標の設定をします。成果指標は、個別の事業を進めていく上で目標とする数値です。また、モニタリング指標は、個別事業の直接的な効果だけでなく、他分野にまたがる複数の事業の間接的、複合的な成果を適切に測定し、男女共同参画社会の進捗状況を計るための目安として設定するものです。

◆成果指標（事業実施にあたり目標とする数値）

施策の方向性		項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
1	男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革	男女共同参画にかかる講座の理解度	81.8%	90%
2	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等の附属機関の委員に占める女性の割合	35.6%	40%以上 60%以下
		女性人材育成講座の修了者数	91人	133人 (+7人/年)
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証数	139社	200社
		保育施設利用定員数※1	17,455人	18,253人
		放課後児童会利用定員数※1	7,777人	9,261人
4	労働の場における女性活躍の推進	市管理職員に占める女性の割合※2	10.6%	15%(R7)
		女性就労支援事業において市が支援した女性の就業率	55.0%	60%
5	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立った健康支援	乳がん検診受診率※3	42.0%	60%
		子宮頸がん検診受診率※3	41.3%	60%
		リプロダクティブ・ヘルス／ライツ啓発事業の満足度	90.4%	95%
6	生活に困難を抱える人への支援	ひとり親家庭で孤立していると感じる人の割合※4	—	減少
7	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	DV及びデートDV防止啓発講座の受講者数	1,720人	5年間累計 7,500人

※1…浜松市こども計画（R7～11）より指標抽出

※2…はままつ女性職員活躍応援プラン（R3～7年度）より指標抽出

※3…第3次浜松市がん対策推進計画（R6～11年度）より指標抽出

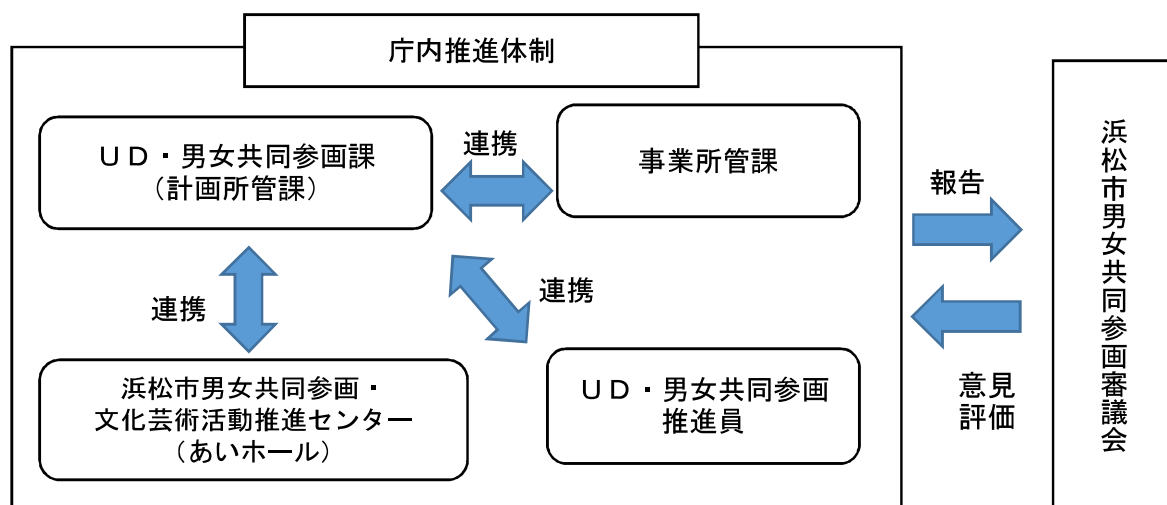
※4…浜松市こども計画（R7～11）より指標抽出（R7年度調査結果を基に目標値設定予定）

◆モニタリング指標（男女共同参画社会の進捗状況を計る目安とする数値）

施策の方向性		項目	現状値 (R5)
1	男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革	「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に否定的な人の割合	61.5%
2	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	自治会長に占める女性の割合	0.67%
		P T A会長に占める女性の割合	18.18%
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	男性が平日に家事や育児等に從事する平均時間	1時間24分
4	労働の場における女性活躍の推進	女性起業家延べ数（起業家カフェ）	301人
		家族経営協定の延べ新規認定締結数	285件
5	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立った健康支援	パートナーシップ宣誓制度の宣誓組数	89組
6	生活に困難を抱える人への支援	女性のための法律相談の相談件数	123件
7	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	DV相談専用ダイヤルにおける相談件数	198件

推進体制

本計画の実行性を確保するため、庁内の推進体制を構築し、各施策・事業に取り組んでまいります。計画の進捗管理については、附属機関である浜松市男女共同参画審議会に進捗状況等を報告して意見聴取及び評価を行い、事業等の見直しを図ります。



①浜松市男女共同参画審議会

浜松市男女共同参画推進条例第17条に基づき設置する附属機関であり、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議します。

②UD・男女共同参画推進員

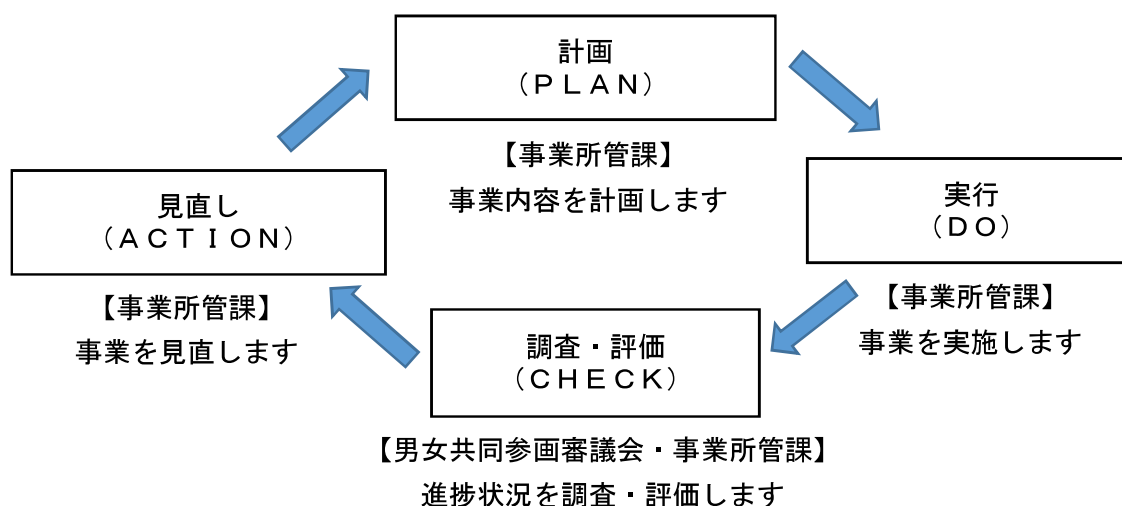
市役所庁内の各課に「UD・男女共同参画推進員」を配置し、全庁横断的に男女共同参画の推進に取り組めます。

③浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）

浜松市の男女共同参画推進を図る拠点施設として、啓発・人材育成事業や相談事業など、多岐にわたる事業を実施します。

進捗管理

本計画における施策を効果的に推進していくため、毎年度、事業所管課が取り組んだ各事業の進捗状況及び事業所管課評価を報告書として取りまとめ、浜松市男女共同参画審議会において評価を行います。その評価に基づき、各事業所管課においてPDCAサイクルによる事業見直しを行うことで、計画の適切な進捗管理を行います。



第3章 施策の方向性及び基本的施策

I ジェンダー平等意識の醸成

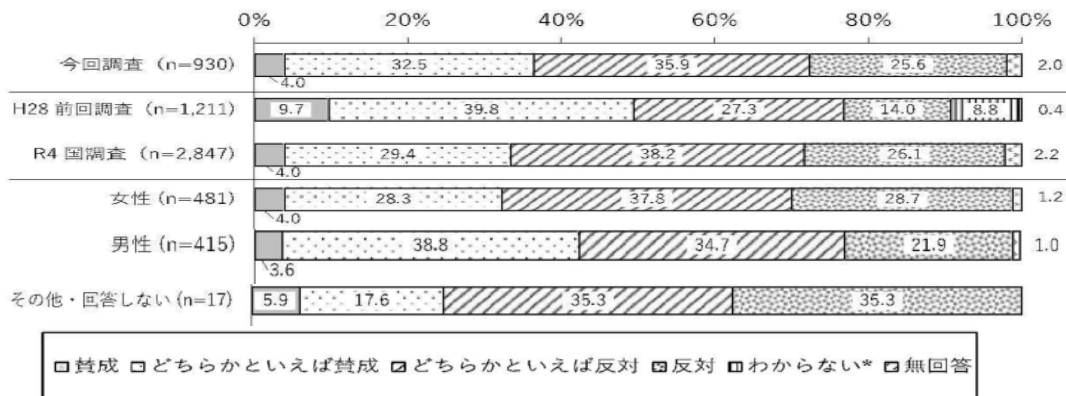
1 男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革

現状と課題

令和5(2023)年度に実施した市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という固定的性別役割分担の考え方について、約6割が否定的な考えをしており、平成28(2016)年度の前回調査の約4割から大きく意識が変わってきていることが分かります。一方で、各分野における男女平等については、「男性の方が優遇されている」と感じる人の割合が非常に高く、特に政治の場や社会通念等では8割を超えており、考え方と現状では大きな差が生じている状況です。

性別にかかわらず誰もが活躍できる社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を学び、ジェンダー平等の意識を高めていく必要があると考えます。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という考え方についてどのように思いますか。

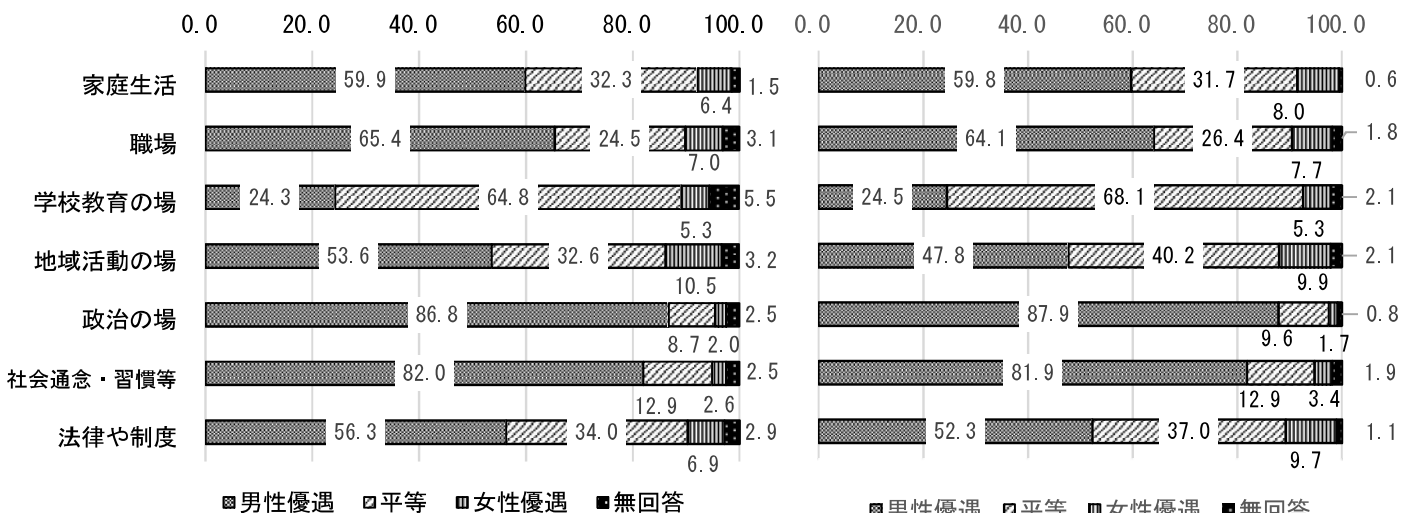


資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

■次の分野で男女が平等であると思いますか。

【浜松市】 n=930

【国】 n=2,847



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査
：令和4年度 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
男女共同参画にかかる講座の理解度	81.8%	90%

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に否定的な人の割合	61.5%

基本的施策

(1) 男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実

固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが希望する生き方を選択できるよう、男女共同参画に関する教育及び学習機会の充実を図ります。

【主な取組】

- ①性別にとらわれない職業選択のための学習機会の提供（児童・生徒対象学習会）
- ②学校教育における男女共同参画の理解促進（教職員研修など）
- ③地域における男女共同参画意識の啓発（出前講座、情報誌発行など）
- ④男女共同参画の視点の理解促進（市職員研修など）

(2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

平常時及び災害時において、男女共同参画の視点に立った防災学習機会の提供及び被災者支援・避難所運営を行うとともに、防災対策における女性の参画を推進します。

【主な取組】

- ①多様な視点を活かした避難所運営（男女共同参画視点の避難所運営）
- ②男女共同参画の視点による防災学習機会の提供（地域防災リーダー育成研修など）
- ③消防団への女性の参画拡大（女性消防団員の入団促進など）
- ④女性消防士の参画拡大（女性消防士の活躍推進）
- ⑤災害時における男女共同参画の視点による支援の充実（情報発信など）

(3) 男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）において、啓発・人材育成事業や相談事業等を行い、男女共同参画を推進する拠点施設としての機能充実を図ります。

【主な取組】

- ①男女共同参画推進拠点施設における講座・相談事業等の実施
- ②男女共同参画推進拠点施設の管理運営

(4) 男女共同参画の視点に立った国際的理解と情報発信

異なる文化や習慣の相互理解の促進と、男女共同参画における国際的社会的動向に関する情報の発信に努めます。

【主な取組】

- ①多文化共生への理解促進（多文化創造活動促進事業など）
- ②世界の動きや国際的な取組等の情報発信（情報発信事業）

I ジェンダー平等意識の醸成

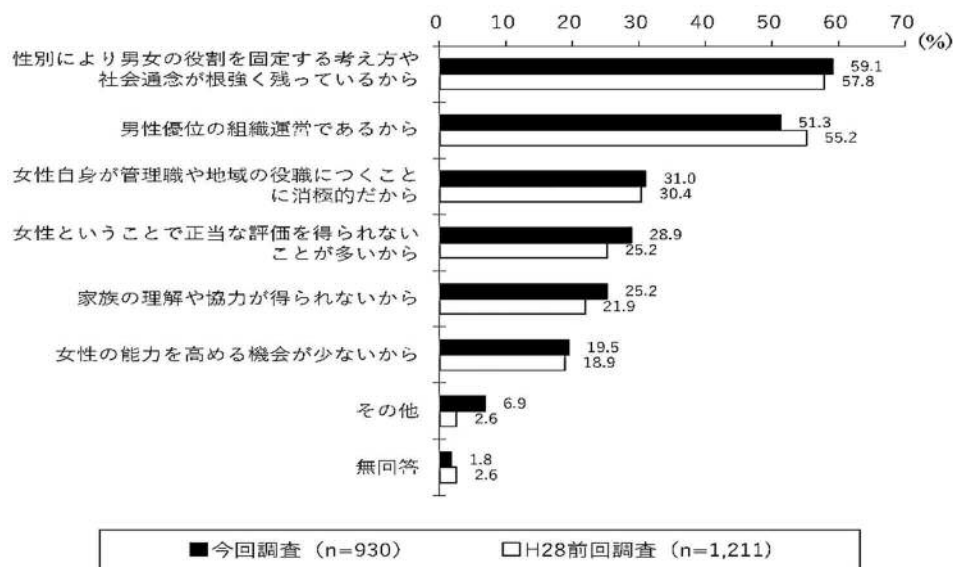
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

地域や行政、労働の分野など、様々な場の政策・方針決定過程において、女性の参画は遅れている状況です。管理職や指導的立場に女性が少ない理由としては、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることや、男性中心の組織づくりが行われていること、また、女性自身が積極的になることができない状況に置かれていることなどが考えられます。

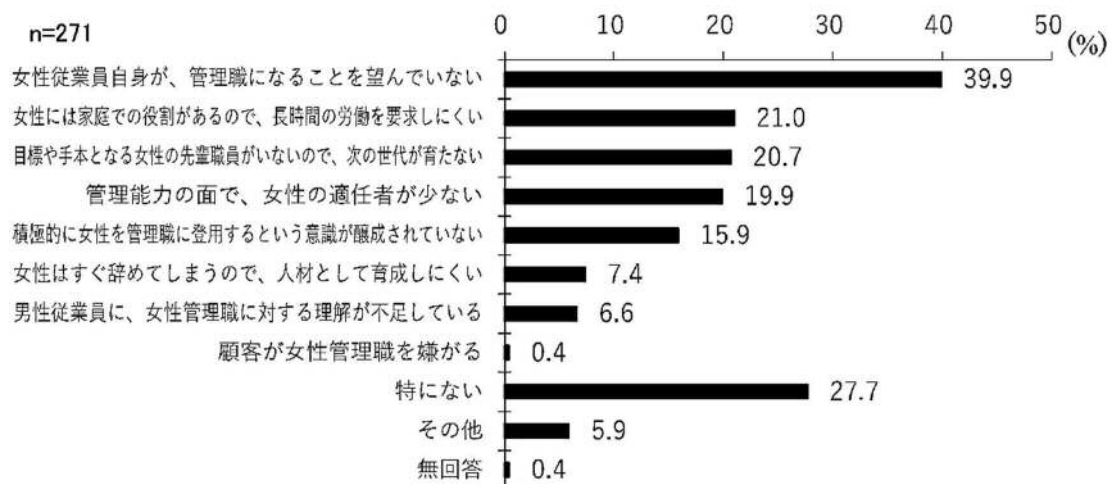
組織における政策・方針を決定する過程への女性の参画拡大を図っていくためには、様々な分野で活躍できる女性の人材育成や理解促進、意識改革のための取組が必要です。

■政策・方針の決定をする管理職や指導的立場に女性が少ない理由



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

■事業所において女性従業員の管理職登用に関する問題・課題



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
審議会等の附属機関の委員に占める女性の割合	35.6%	40%以上 60%以下
女性人材育成講座の修了者数	91 人	133 人 (+7 人/年)

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
自治会長に占める女性の割合	0.67%
P T A 会長に占める女性の割合	18.18%

基本的施策

(5) 審議会等への女性の参画拡大

市の施策や方針決定に深くかかわる審議会等の附属機関において、いずれかの性に偏ることなく、多様な視点からの意見が反映されるよう、女性委員の登用促進を図ります。

【主な取組】

- ①女性委員の登用促進（女性委員登用率公表、委員選任時事前協議・チェックリスト活用など）
- ②人材育成による女性の参画促進（女性人材育成講座）

(6) あらゆる分野における女性の参画拡大

地域・行政・労働の場など、様々な分野における政策・方針決定の場において、女性の参画拡大に向けた理解の促進を図ります。

【主な取組】

- ①地域活動における女性の参画促進（状況調査、啓発講座開催など）
- ②行政分野における女性の参画促進（市女性職員スキルアップ研修など）
- ③労働分野における女性の参画促進（働く女性対象キャリアアップ及び就労継続支援講座）
- ④女性の参画促進に向けた意識啓発（情報誌発行など）

(7) 女性の人材育成にかかる施策の充実

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、必要なスキルを習得するための人材育成や情報提供を行うとともに、女性団体等の活動促進に努めます。

【主な取組】

- ①地域で活躍できる女性の人材育成（女性人材育成講座、U D ・男女共同参画提案事業）
- ②女性団体等の活動促進（三遠南信地域女性交流事業、団体育成支援事業）
- ③女性リーダー育成のための学習機会の情報提供（研修情報発信）

Ⅱ 固定的性別役割分担からの脱却

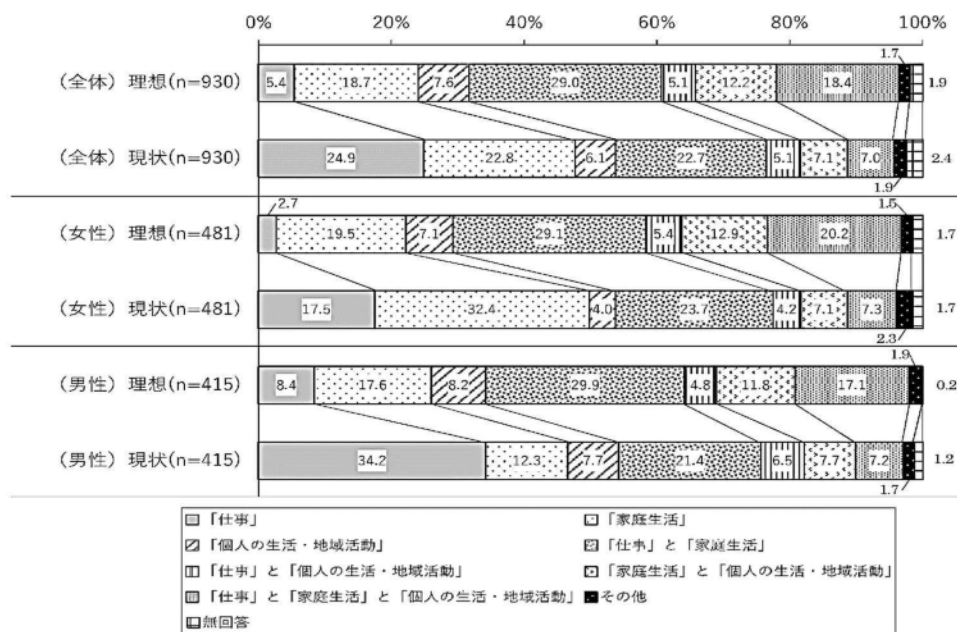
3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

現状と課題

少子高齢化や共働き世帯の増加、個人の価値観の多様化が進む中で、ワーク・ライフ・バランスの実現は、性別にかかわらず一人ひとりが生き生きと活躍する社会づくりを進める上で、非常に重要なものであると考えます。しかしながら、令和5（2023）年度に行った市民意識調査では、「仕事と家庭生活」のバランスを理想と考えながらも、一方で「仕事」を優先せざるを得ない現状があるという理想と現状のギャップがあることがうかがえます。また、女性に比べて男性の家事・育児等に従事する時間が少なく、依然として家事・育児等の多くを女性が担っている現状があります。

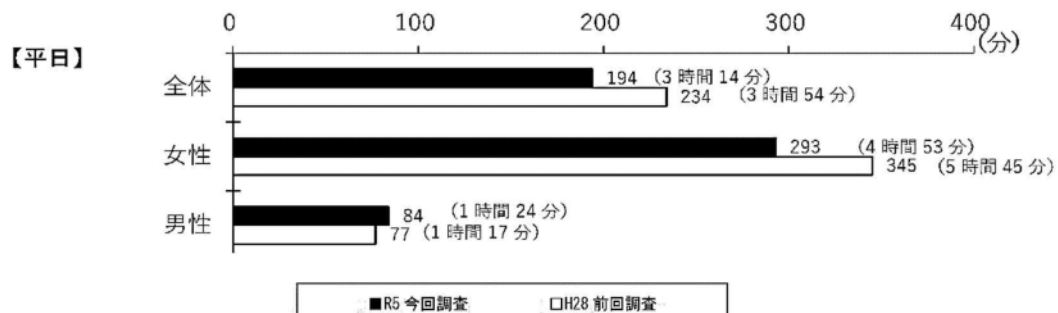
それぞれが望むライフスタイルを実現するため、誰もが働きやすい職場環境づくりや男性の家事・育児参画の促進が求められます。

■「仕事」「家庭生活」「個人の生活・地域活動」の優先度に関する理想と現状



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

■家事・育児等に従事する1日の平均時間（平日）



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証数	139 社	200 社
保育施設利用定員数※	17,455 人	18,253 人
放課後児童会利用定員数※	7,777 人	9,261 人

※浜松市こども計画（R7～11 年度）より指標抽出

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
男性が平日に家事や育児等に従事する平均時間	1 時間 24 分

基本的施策

（８）誰もが働きやすい職場環境づくりの支援

それぞれが望むライフスタイルを実現するため、ワーク・ライフ・バランスのとれた誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します。

【主な取組】

①ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進のための職場環境づくり支援

（ワーク・ライフ・バランス等アドバイザー派遣事業、働き方改革セミナーなど）

②ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関する情報発信

（ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業）

（９）男性の家事・育児等への参画と理解の促進

家庭における男性の家事・育児等への参画を促すとともに、参画しやすい環境づくりや、男性が家事・育児等に参画することへの周囲の理解促進を図ります。

【主な取組】

①男性の家事・育児参画の啓発

（男性の家事・育児参画促進のための講座・教室等の開催、イクボス研修など）

②男性の家事・育児参画に関する情報発信（情報誌発行）

（10）多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実

育児・介護者の負担軽減につながるよう、多様化する就業形態に対応した子育てサービスの提供や介護支援サービスの充実を図り、仕事との両立しやすい環境を整備します。

【主な取組】

①保育サービスの提供（保育所定員確保、病児・病後児保育事業など）

②子育てサービスの情報提供（子育て支援ひろば事業、子育て情報サイトぴっぴ）

③放課後児童会の運営（放課後児童会運営事業）

④介護の相談支援に関するサービス及び情報の提供（地域包括支援センター総合相談など）

Ⅱ 固定的性別役割分担からの脱却

4 労働の場における女性活躍の推進

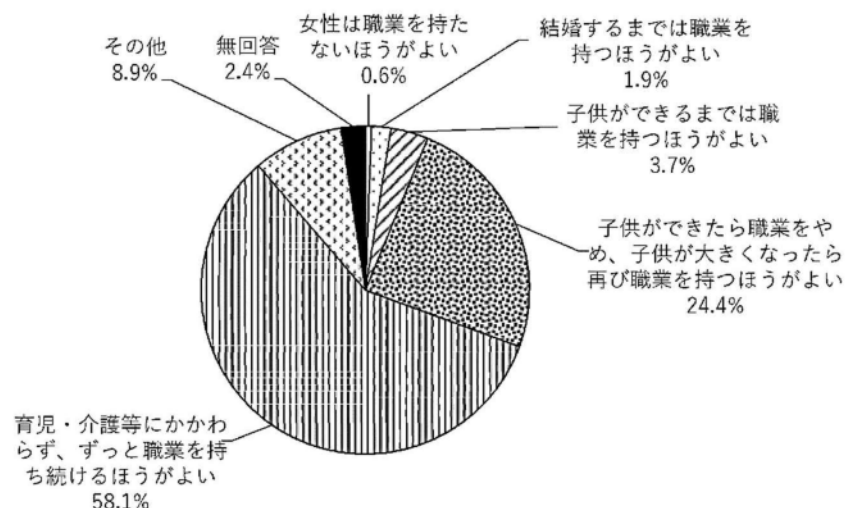
現状と課題

女性の就業意識が高くなっている反面、未だ家事・育児等の負担は女性に大きく偏っており、固定的性別役割分担意識は根強く残っています。また、少子高齢化が進み、労働力不足が深刻化する中、事業所では女性従業員には結婚・出産等にかかわらず就労継続してもらい、労働力を確保しようとする傾向がうかがえます。

労働の場における女性の活躍推進を図る上で、女性が育児や介護にかかわらず就労継続できる環境の整備や、一旦退職した女性の再就職支援、女性が労働の場で自分らしく活躍できるためのキャリアアップ支援等が求められます。

■女性が職業を持つことについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。

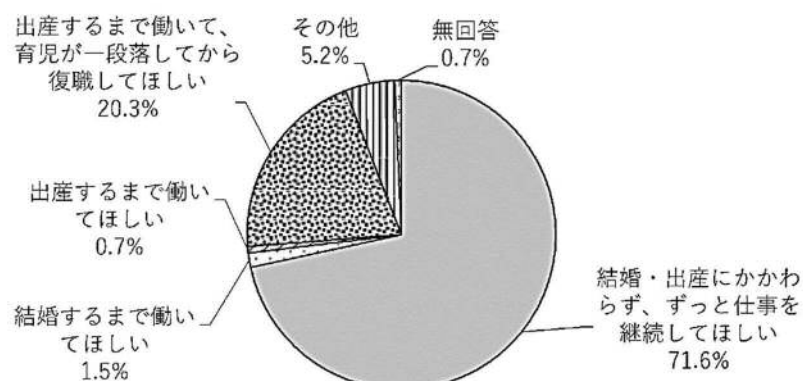
n=930



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

■貴事業所では、女性従業員にいつまで働き続けてもらいたいですか。

n=271



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
市管理職員に占める女性の割合※	10.6%	15% (R7)
女性就労支援事業において市が支援した女性の就業率	55.0%	60%

※はまつ女性職員活躍応援プラン（R3～7年度）より指標抽出

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
女性起業家延べ数（起業家カフェ）	301 人
家族経営協定の延べ新規認定締結数	285 件

基本的施策

(11) 働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援

就業中の女性を対象に、知識の習得や意識の向上を図る学習機会等を提供し、働く女性のスキルアップやキャリア形成、継続就業を支援します。

【主な取組】

- ①女性のキャリア形成支援（キャリアアップ及び就労継続支援講座・研修など）
- ②女性が活躍できる職場環境づくり支援
（ワーク・ライフ・バランス等アドバイザー派遣事業、地域企業の健康経営の促進）

(12) 女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援

再就職や起業に必要な知識・技術等の習得にかかる情報や学習機会を提供し、女性の希望に応じた働き方や再就職を支援します。

【主な取組】

- ①女性の再就職支援（女性就労支援事業など）
- ②女性の起業支援（はまつ起業家カフェ）

(13) 農林水産業等における女性の参画促進

農林水産業等に従事する女性の参画を促すとともに、労働条件の適正化を支援します。

【主な取組】

- ①家族経営協定締結の啓発・支援（家族経営協定締結促進）
- ②農林水産業等における女性活躍の情報発信（ユニバーサル農業推進事業）

(14) 労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発

性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりを促進するため、労働関連制度の情報提供や、職場でのハラスメント（セクハラ・パワハラ・マタハラ等）防止に向けた啓発に努めます。

【主な取組】

- ①職場におけるハラスメント防止啓発（出前講座・研修など）
- ②就労に関する法令や制度の周知（労働関連制度の周知啓発）
- ③労働相談事業の実施

Ⅲ 安全・安心なくらしの実現

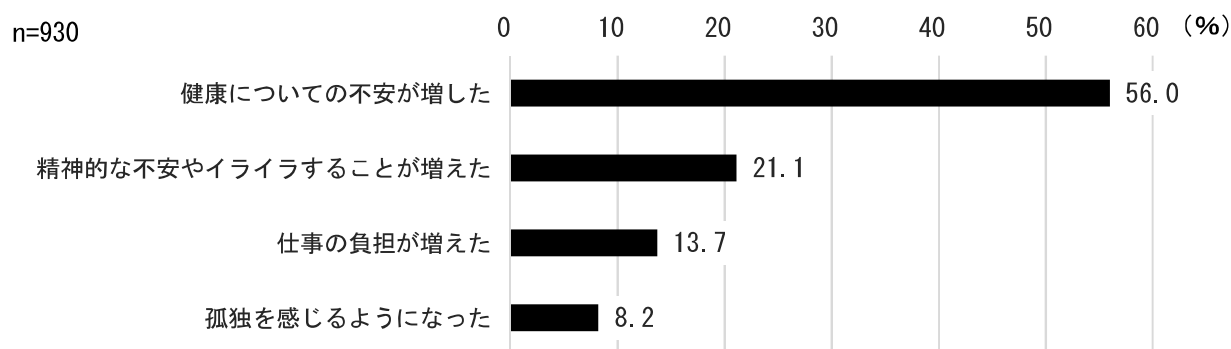
5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った健康支援

現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大は、市民生活に大きな影響を与えるとともに、今まで潜在化していた多くの課題を浮き彫りにしました。「生理の貧困」においては、生理用ナプキンを購入できないという経済的な生活困窮の問題だけでなく、女性特有の健康課題に対する周囲の理解不足や、女性自身も生理・妊娠・出産等について正しい知識を得られる環境が整っていないことが判明しました。また、令和2（2020）年に開始したパートナーシップ宣誓制度については、現在では全国の多くの自治体に広まっており、今後、制度の充実と性の多様性の更なる理解促進が求められます。

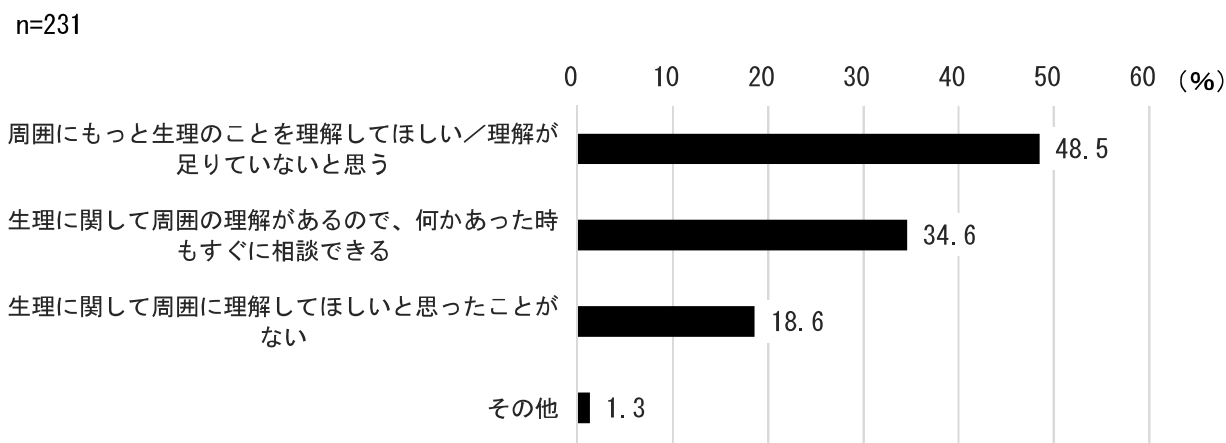
誰もが健康や性について正しい知識を得て、自分の健康や性のあり方を自分自身で決められるよう、様々な情報を得られやすい環境づくりや相談支援体制の構築が必要であると考えます。

■コロナ禍以降、生活や行動にどのような変化がありましたか。



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

■生理に対して、日頃どのようなことを感じますか。



資料：令和5年度 浜松市「生理用ナプキンディスペンサー事業」アンケート

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
乳がん検診受診率※	42.0%	60%
子宮頸がん検診受診率※	41.3%	60%
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ啓発事業の満足度	90.4%	95%

※第3次浜松市がん対策推進計画（R6～11年度）より指標抽出

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
パートナーシップ宣誓制度の宣誓組数	89 組

基本的施策

(15) 生涯を通じたところと体の健康支援

一人ひとりが自身の健康を保持していくために必要な、ところと体の健康支援をします。

【主な取組】

- ①疾病の早期発見・早期治療に向けた検診の実施（乳がん・子宮頸がん検診事業）
- ②H I V／エイズ等の予防のための啓発（啓発・相談事業）
- ③自殺対策の推進（自殺対策連携会議、いのちをつなぐ手紙事業）

(16) 健康課題に関する理解促進と支援

健康や妊娠・出産等について正しく理解し、自らの体のことは自分自身で決めることができるよう、啓発及び支援に努めます。

【主な取組】

- ①女性特有の健康課題に関する啓発及び情報発信
（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ啓発事業、地域企業の健康経営の促進、生理用品を取得しやすい環境づくりなど）
- ②相談支援体制の充実（女性の健康相談、こども家庭センター、こころのほっとライン、男性相談など）
- ③妊娠・出産等に関する支援
（不妊治療費（先進医療費）支援事業、妊婦・産婦健康診査、はますくヘルパー利用事業）

(17) 性を正しく理解するための啓発と相談

性について正しく理解し、自らの性を尊重することができるよう、包括的な教育と意識啓発及び相談支援に努めます。

【主な取組】

- ①性に関する正しい理解に向けた包括的な教育及び啓発（啓発講座の開催など）
- ②性別に関係なく相談できる相談窓口の設置（あいホール相談室）

(18) 性の多様性の理解促進

一人ひとりの性を認め合い、誰もが自分らしくいられるよう、多様な性のあり方について理解の促進に努めます。

【主な取組】

- ①性の多様性の理解促進のための啓発（各種講座・研修会の開催など）
- ②パートナーシップ宣誓制度による理解促進
- ③学校教育における性の多様性の理解促進（職員研修など）

Ⅲ 安全・安心なくらしの実現

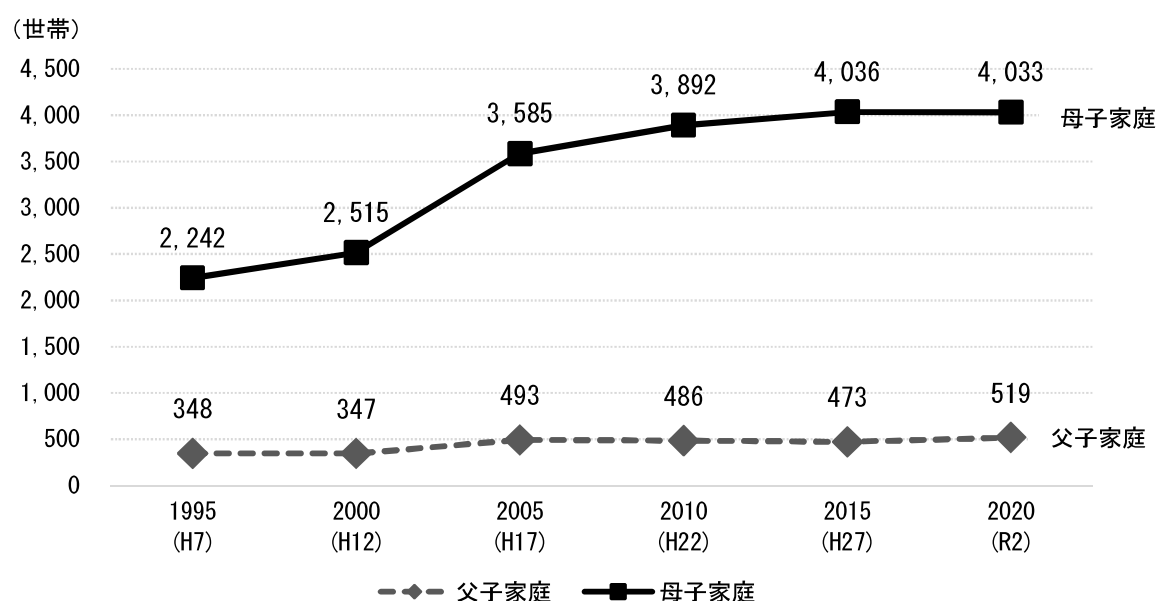
6 生活に困難を抱える人への支援

現状と課題

人口減少や少子高齢化、結婚・離婚等に対する意識の変化が進む中、非正規雇用や単身世帯、ひとり親世帯が増加し、不安定雇用や収入格差による生活困窮、社会的孤立など、市民が抱える困難は複雑化しています。特に母子家庭世帯は、非正規雇用の割合が高く平均年収も低い水準にあることに加え、養育費の確保においても問題を抱えやすい傾向にあります。また、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、若年層に対する支援も重要であると考えます。

ひとり親家庭や高齢者であること、障がいがあること、外国人であることに加え、女性であることで複合的な困難を抱える場合も多く、背景には様々な要因が複雑に絡み合っていることがあります。それぞれの実情に応じたきめ細かな支援が求められます。

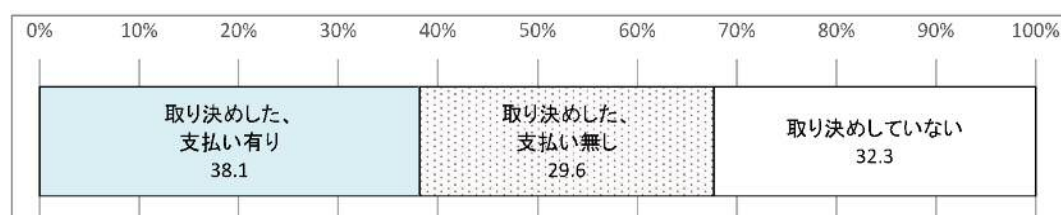
■浜松市におけるひとり親家庭の推移



資料：総務省「国勢調査」

■養育費の受取状況

n=457



資料：令和2年度 浜松市 ひとり親に対する実態調査

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ひとり親家庭で孤立していると感じている人の割合※	—	減少

※浜松市こども計画（R7～11年度）より指標抽出（R7年度調査結果を基に目標値設定予定）

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
女性のための法律相談の相談件数	123 件

基本的施策

(19) ひとり親家庭等の自立支援

ひとり家庭等が自立した生活を送ることができるよう、就業のための支援や相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

①ひとり親家庭等の自立支援と生活意欲の向上

（高等職業訓練促進給付金、養育費取決支援金・養育費確保支援金、ひとり親家庭等生活向上事業など）

②支援制度や相談窓口に関する情報発信

（ひとり親サポートセンター、子ども若者総合相談センター運営事業など）

(20) 生活困窮者、孤独・孤立者の自立支援

生活困窮者及び孤独・孤立者が自立した生活を送ることができるよう、また、貧困の連鎖に陥らないよう、支援や相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

①生活困窮者、孤独・孤立者における貧困の連鎖の防止支援（はままつ子どもの学習教室ほか）

②生活困窮者、孤独・孤立者に対する相談支援

（生活困窮者自立支援事業、重層的支援体制整備事業、地域若者サポートステーションはままつ事業）

(21) 女性であることで複合的な困難を抱える人への支援

ひとり親家庭・生活困窮者・高齢者・障がい者・外国人であることなど、様々な問題を背景に複合的な困難を抱えている女性に対する支援を行います。

【主な取組】

①女性への相談支援（女性相談支援員による相談支援、女性法律相談、関係機関支援連携会議など）

②高齢者・障がい者等への相談支援（地域包括支援センター総合相談、障害者相談支援事業）

③外国人市民への生活支援（多文化共生センター運営事業）

④複合差別に対する理解促進（研修会の開催）

Ⅲ 安全・安心なくらしの実現

7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

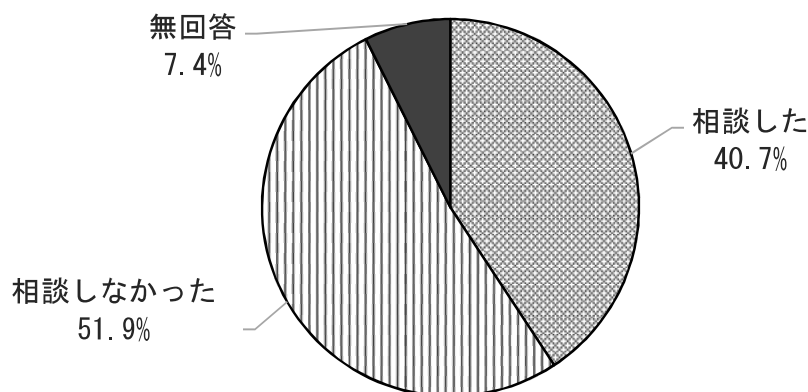
現状と課題

ジェンダーに基づくあらゆる暴力は、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となっています。令和5（2023）年度に実施した市民意識調査では、配偶者やパートナーから受けた暴力について、誰にも相談をしなかった人の割合は 51.9%であり、誰かに相談をした人の割合 40.7%を上回る結果となりました。相談しなかった理由についても、「自分さえ我慢すればよい」「相談しても無駄」と考える傾向があり、被害の潜在化が懸念されます。また、DV被害に関する公的機関の相談窓口の認知度は、警察署を除くといずれも低い状況であることが分かりました。

DV被害や様々な問題が潜在化し、さらに被害が大きくなることを防ぐため、被害者を早期に発見し、速やかに支援につなぐことが重要です。そのためには、相談支援機関に関する情報の周知や、DV防止のための意識啓発が求められます。

■配偶者やパートナーなどから受けた暴力について、誰かに相談しましたか。

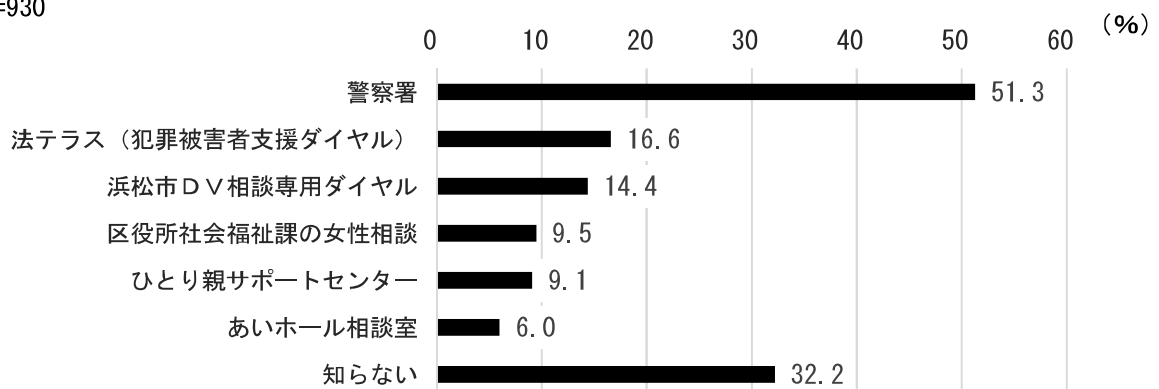
n=135



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

■DVや女性が抱える様々な悩みに関する相談窓口があることを知っていますか。

n=930



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
D V 及びデート D V 防止啓発講座の受講者数	1,720 人	5 年間累計 7,500 人

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
D V 相談専用ダイヤルにおける相談件数	198 件

基本的施策

(22) D V や性暴力等の防止に向けた意識啓発と情報発信

D V や性暴力等は人権侵害であるという理解を深めるための教育や、相談窓口及び支援に関する情報の発信に努めます。

【主な取組】

- ① 女性の人権尊重意識の啓発（講座・研修会の開催）
- ② 若年層へのデート D V 防止啓発（デート D V 防止啓発出前講座）
- ③ D V 防止や性的同意の重要性等の啓発（女性に対する暴力をなくす運動など）
- ④ 支援制度や相談窓口等に関する情報発信（啓発リーフレット・相談窓口周知カード配布など）

(23) 被害者の相談支援体制の充実

相談支援機関が連携し、暴力の被害が潜在化しないよう、被害者を早期に発見して相談支援に繋ぐとともに、相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ① D V や性暴力等被害者の早期発見（D V 相談専用ダイヤル、あいホール相談室など）
- ② D V 等相談員研修の実施（研修会の開催）
- ③ 関係機関による連携支援（関係機関支援連携会議など）

(24) 被害者の自立に向けた支援の充実

深刻な状況にある被害者の一時避難や、社会的自立に向けた支援の充実を図ります。

【主な取組】

- ① D V ・性暴力被害者の自立支援
（D V 相談関連証明書発行事務、犯罪被害者等支援事業（見舞金・助成金））
- ② 女性支援事業の実施（女性相談支援員による相談支援）
- ③ 被害者の一時保護のための支援（D V 被害者一時保護支援事業）
- ④ 被害者の個人情報の保護（住民基本台帳事務における支援措置）

第4次浜松市男女共同参画基本計画

令和7（2025）年3月発行

浜松市 市民部 UD・男女共同参画課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

TEL：(053) 457-2561

FAX：(053) 457-2750

E-mail：ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(案)

第 4 次浜松市男女共同参画基本計画

【資料編】



目 次

I 浜松市の状況

1 総人口・世帯数の推移	1
2 将来推計人口	2
3 人口移動の推移	3
4 人口構造の変化	4
5 婚姻・離婚の状況	5
6 合計特殊出生率	6
7 家族形態の変化	6
8 女性の就業の状況	7
9 共働きの状況	8

II 基本的施策と取組内容

1 男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革	9
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	11
3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	13
4 労働の場における女性活躍の推進	15
5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利） の視点に立った健康支援	17
6 生活に困難を抱える人への支援	20
7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	22

III 参考資料

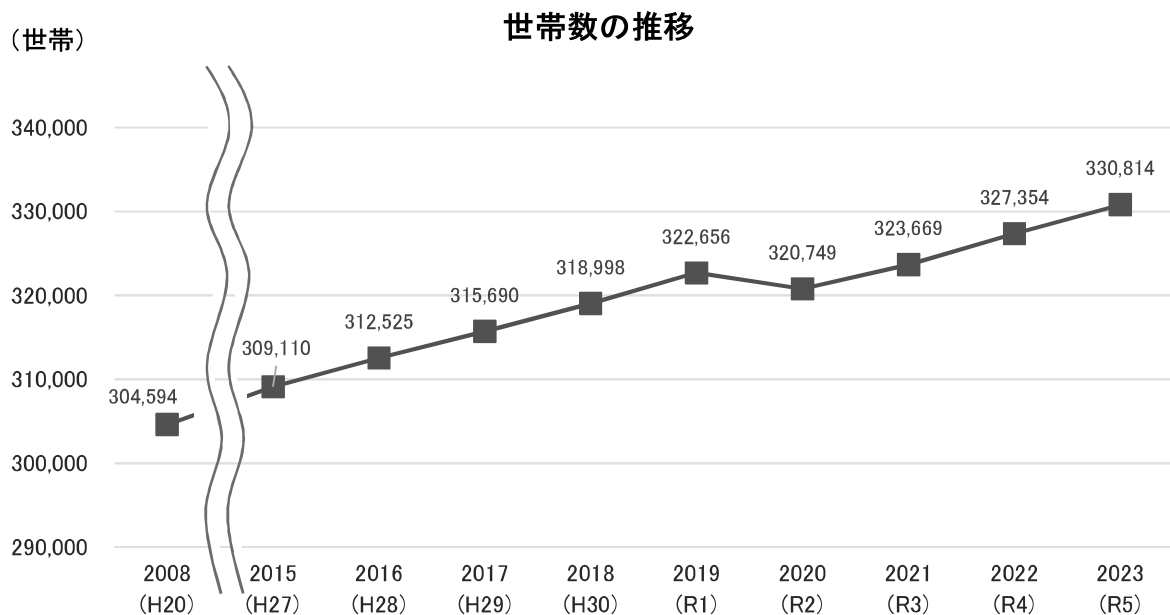
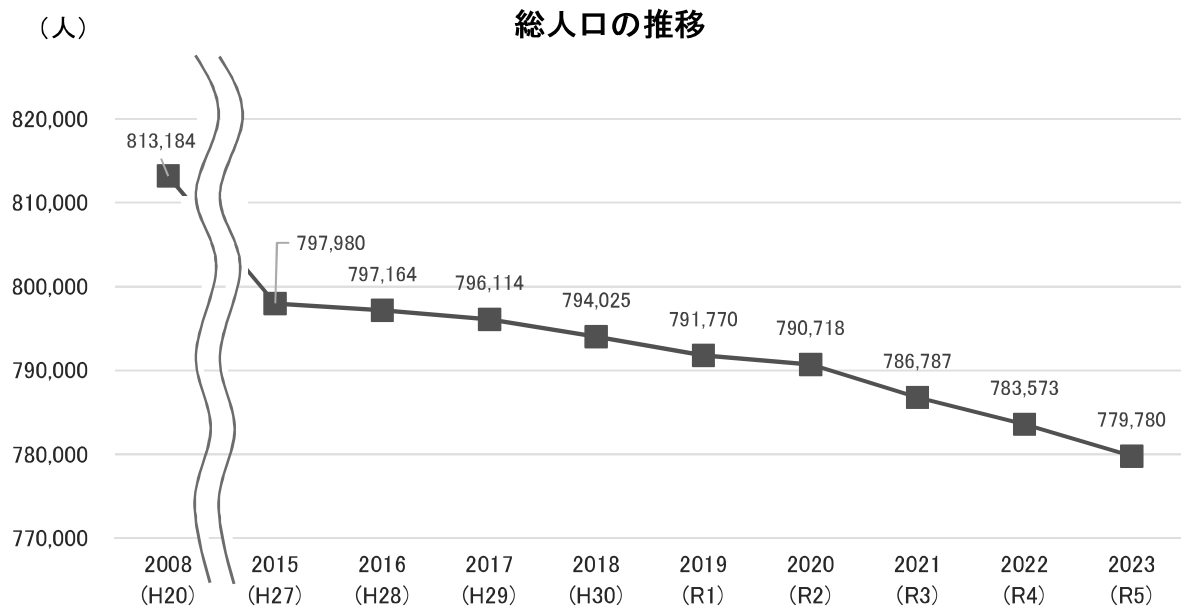
用語解説	24
男女共同参画に関する国内外の動き	29
浜松市男女共同参画推進条例	33
男女共同参画社会基本法	36
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	40
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	53
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	61

I 浜松市の状況

1 総人口・世帯数の推移

本市の総人口は2008(平成20)年をピークに人口減少の傾向にあります。2023(令和5)年の総人口は779,780人であり、2008(平成20)年の813,184人から33,404人の減少となっています。

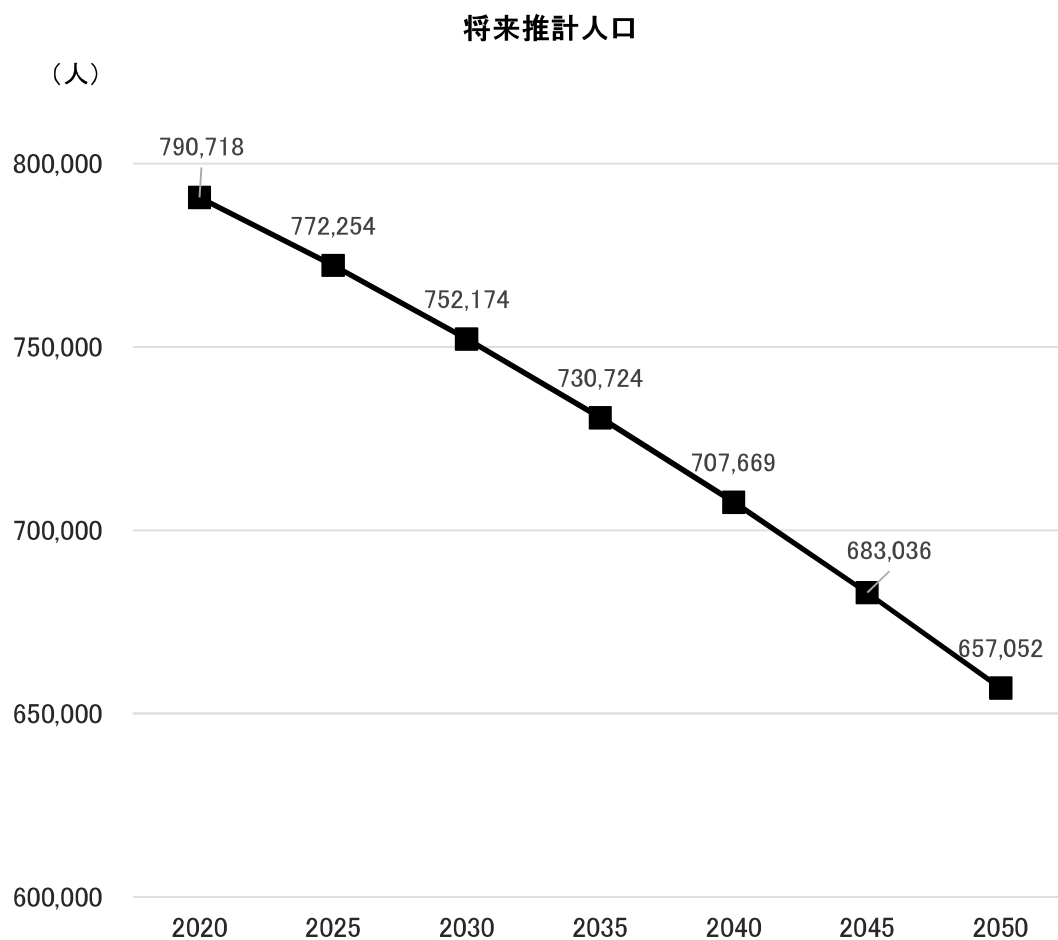
一方、世帯数は増加傾向にあります。2023(令和5年)の世帯数は330,814世帯であり、2008(平成20)年の304,594世帯から26,220世帯の増加となっています。



資料：浜松市統計書「人口の推移」及び総務省「国勢調査」

2 将来推計人口

本市の人口は減少傾向にあり、2020 年の 790,718 人から、2040 年代の前半には 70 万人を下回り、2050 年には約 65 万 7 千人となることが見込まれます。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」

3 人口移動の推移

本市の転出・転入に伴う人口移動については、若年層において転出超過の状態にあり、特に15歳から19歳において最も多い状況です。また、20～24歳では、男性は転入超過であるのに対し、女性は転出超過の状況となっています。

5歳階級別の男女別人口移動（転入超過数）の推移【40歳未満】

女性		(人)						
年次	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
2010 (H22)	△ 34	△ 55	△ 12	△ 214	△ 42	42	21	△ 58
2011 (H23)	11	△ 23	△ 31	△ 154	△ 55	107	21	30
2012 (H24)	△ 75	△ 4	△ 8	△ 113	△ 70	21	21	△ 11
2013 (H25)	△ 5	△ 82	△ 13	△ 139	△ 97	193	△ 19	△ 28
2014 (H26)	△ 75	△ 58	4	△ 131	△ 73	△ 57	46	△ 38
2015 (H27)	△ 94	△ 40	△ 10	△ 131	△ 89	△ 21	62	△ 36
2016 (H28)	△ 81	△ 33	19	△ 124	△ 280	△ 103	28	13
2017 (H29)	△ 42	△ 25	△ 3	△ 178	△ 205	69	△ 17	56
2018 (H30)	△ 42	△ 61	△ 5	△ 205	△ 242	△ 70	△ 40	△ 39
2019 (R1)	△ 16	△ 18	△ 19	△ 233	△ 166	△ 48	△ 12	△ 5
2020 (R2)	△ 25	34	△ 9	△ 184	△ 269	△ 104	41	73
2021 (R3)	△ 18	19	13	△ 206	△ 153	81	△ 58	16
2022 (R4)	△ 20	△ 19	△ 13	△ 265	△ 193	△ 17	73	36

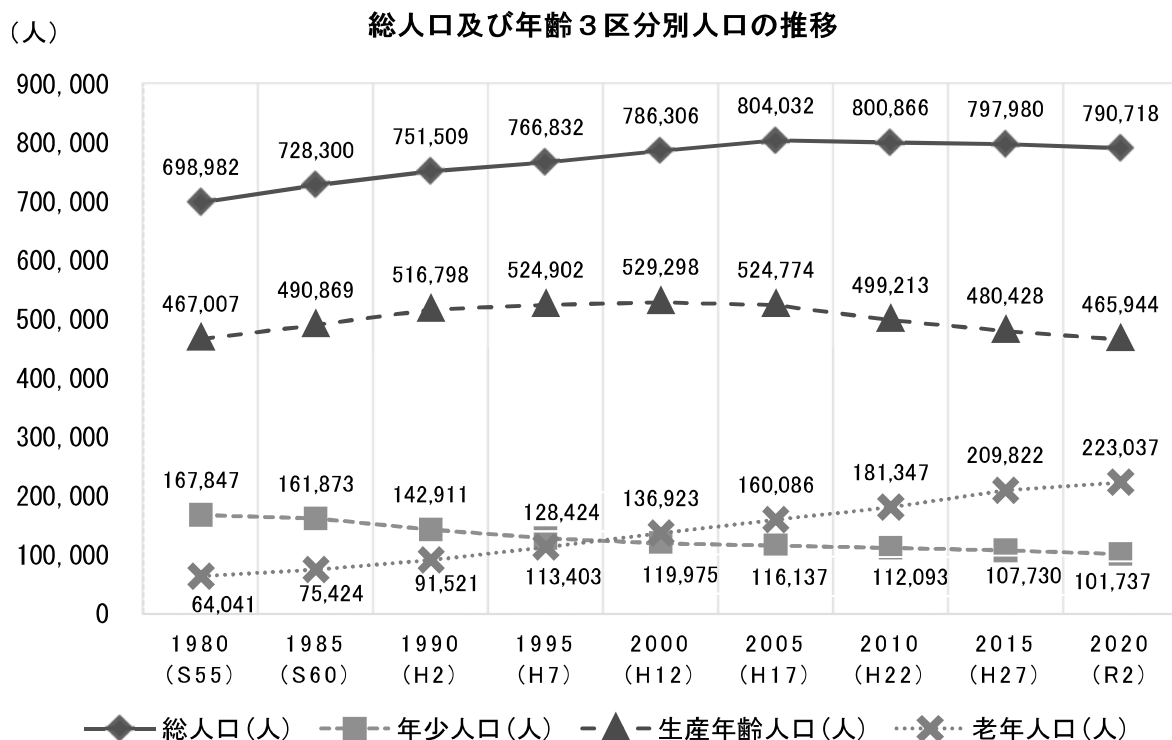
男性		(人)						
年次	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
2010 (H22)	△ 66	△ 35	△ 10	△ 195	125	△ 64	13	△ 39
2011 (H23)	△ 3	△ 45	△ 30	△ 222	49	190	63	△ 19
2012 (H24)	△ 88	△ 33	30	△ 173	138	142	41	△ 2
2013 (H25)	△ 47	1	△ 25	△ 193	21	77	△ 23	10
2014 (H26)	△ 24	△ 17	△ 18	△ 164	210	108	23	△ 76
2015 (H27)	△ 27	△ 68	15	△ 216	110	76	△ 39	13
2016 (H28)	△ 5	10	1	△ 203	5	△ 20	△ 50	△ 23
2017 (H29)	14	15	38	△ 195	64	54	△ 52	15
2018 (H30)	△ 183	△ 22	△ 15	△ 292	20	50	△ 16	△ 61
2019 (R1)	△ 8	△ 46	9	△ 229	20	△ 86	△ 38	△ 39
2020 (R2)	△ 23	△ 29	△ 26	△ 216	110	67	49	20
2021 (R3)	△ 35	30	4	△ 358	118	△ 14	7	50
2022 (R4)	△ 15	△ 50	△ 7	△ 248	199	△ 1	7	△ 4

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

4 人口構造の変化

本市の人口構造を見ると、年少人口（0～14歳）は、2020（令和2）年に101,737人となっており、1980（昭和55）年の167,847人と比較すると66,110人の減少となっています。生産年齢人口（15～64歳）は、2020（令和2）年に465,944人となっており、1980（昭和55）年の467,077人と比較すると1,133人の減少となっています。一方で、老年人口（65歳以上）は2020（令和2）年に223,037人となっており、1980（昭和55）年の64,041人から158,996人の増加となっています。

年少人口及び生産年齢人口の減少に対し、老年人口が増加しており、老年従属人口指数（生産年齢人口100人で支える老年人口の数）は、1980（昭和55）年の13.7から2020（令和2）年は47.9へと上昇しており、人口減少社会の到来とともに、高齢社会へと人口構造が大きく変化しています。



年齢3区分別人口及び比率の変化

年次	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
総人口(人)	698,982	728,300	751,509	766,832	786,306	804,032	800,866	797,980	790,718
年少人口(人)	167,847	161,873	142,911	128,424	119,975	116,137	112,093	107,730	101,737
生産年齢人口(人)	467,007	490,869	516,798	524,902	529,298	524,774	499,213	480,428	465,944
老年人口(人)	64,041	75,424	91,521	113,403	136,923	160,086	181,347	209,822	223,037
年少人口比率(%)	24.0%	22.2%	19.0%	16.7%	15.3%	14.5%	14.1%	13.5%	12.9%
生産年齢人口比率(%)	66.8%	67.4%	68.8%	68.5%	67.3%	65.5%	63.0%	60.2%	58.9%
老年人口比率(%)	9.2%	10.4%	12.2%	14.8%	17.4%	20.0%	22.9%	26.3%	28.2%
老年従属人口指数	13.7	15.4	17.7	21.6	25.9	30.5	36.3	43.7	47.9

※人口の総人口には、年齢「不詳」を含む。比率は、分母から不詳を除いて算出。

※2015年以降は、不詳補完値を使用。比率は、不詳を含む総人口を用いて算出。

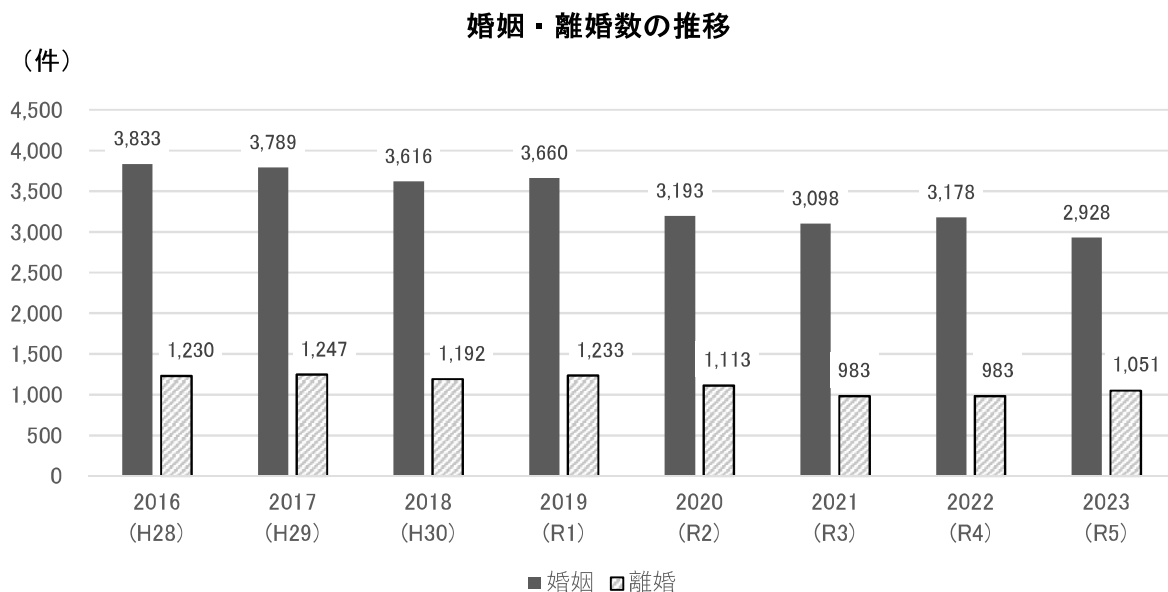
※不詳補完値…総務省統計局が2020年国勢調査の集計に当たり、結果利用者の利便性向上を図るため、主な項目の集計結果（原数値）に含まれる「不詳」をあん分等によって補完した値。

資料：総務省「国勢調査」

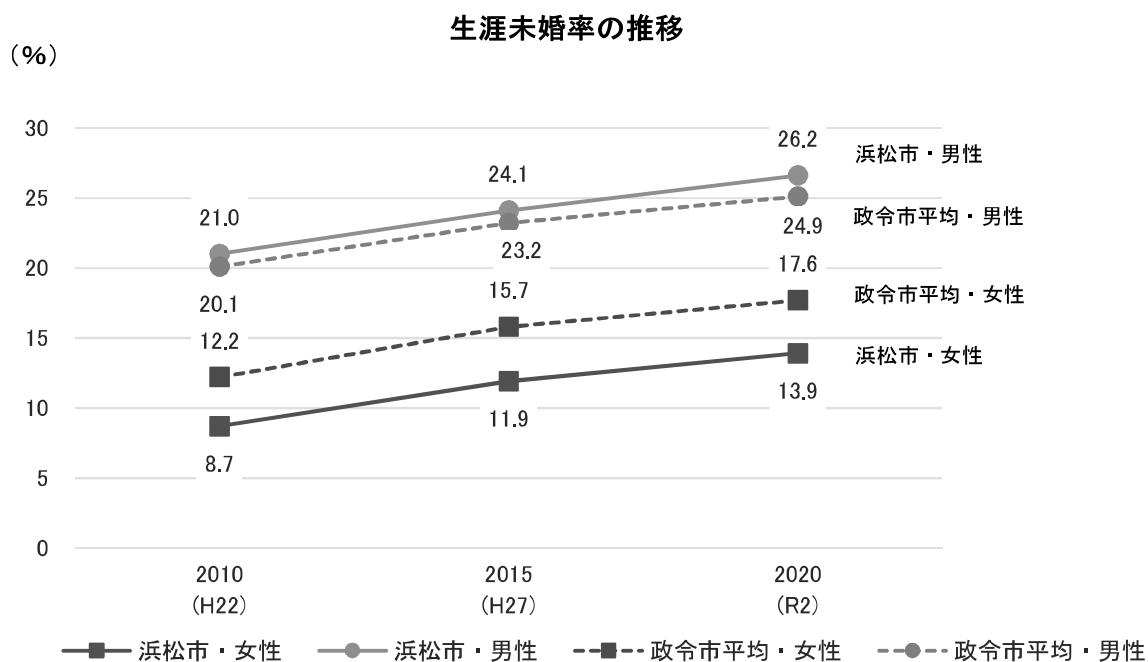
5 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻件数は2019(令和元)年まで3,700件前後で推移していましたが、2020(令和2)年以降は3,200件以下に減少しました。2016(平成28)年の3,833件から2023(令和5)年は2,928件と905件の減少となっています。

本市の生涯未婚率は女性に比べて男性の方が高く、女性・男性ともに上昇傾向が続いている状況です。また、本市の男性の生涯未婚率は政令市平均を上回っている一方で、女性は政令市平均を下回っています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

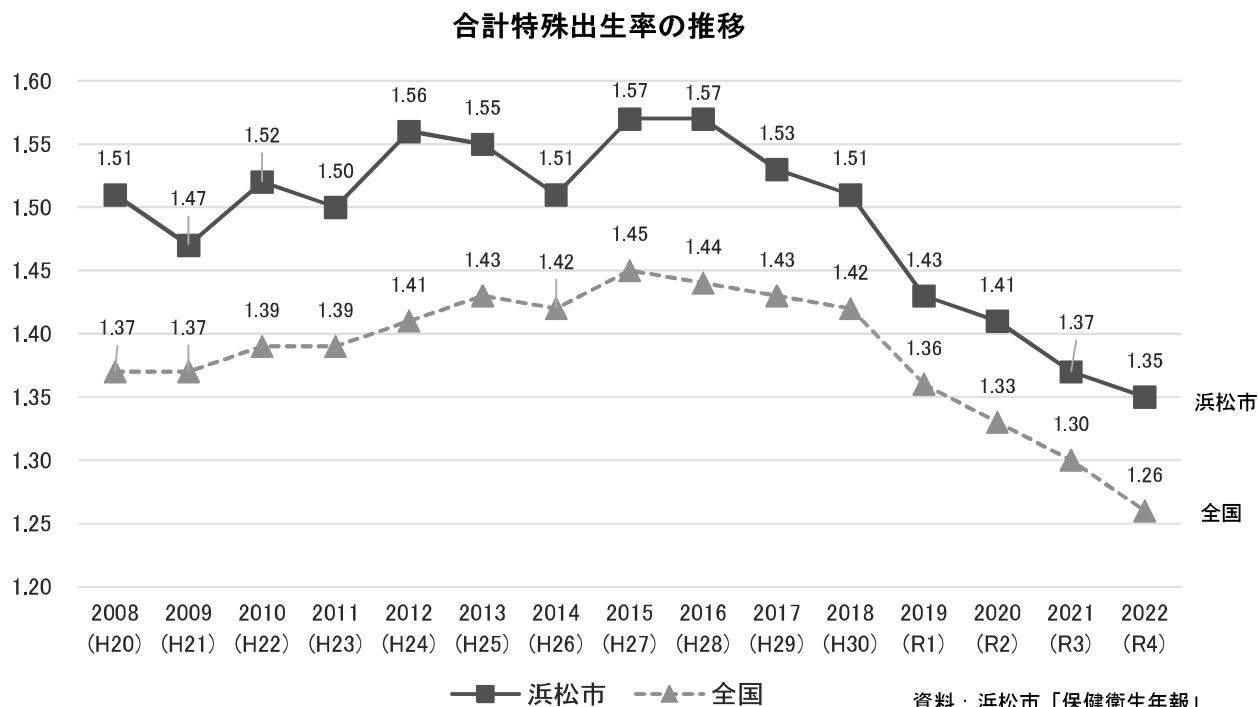


資料：総務省「国勢調査」

生涯未婚率…50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合。45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値から算出する。

6 合計特殊出生率

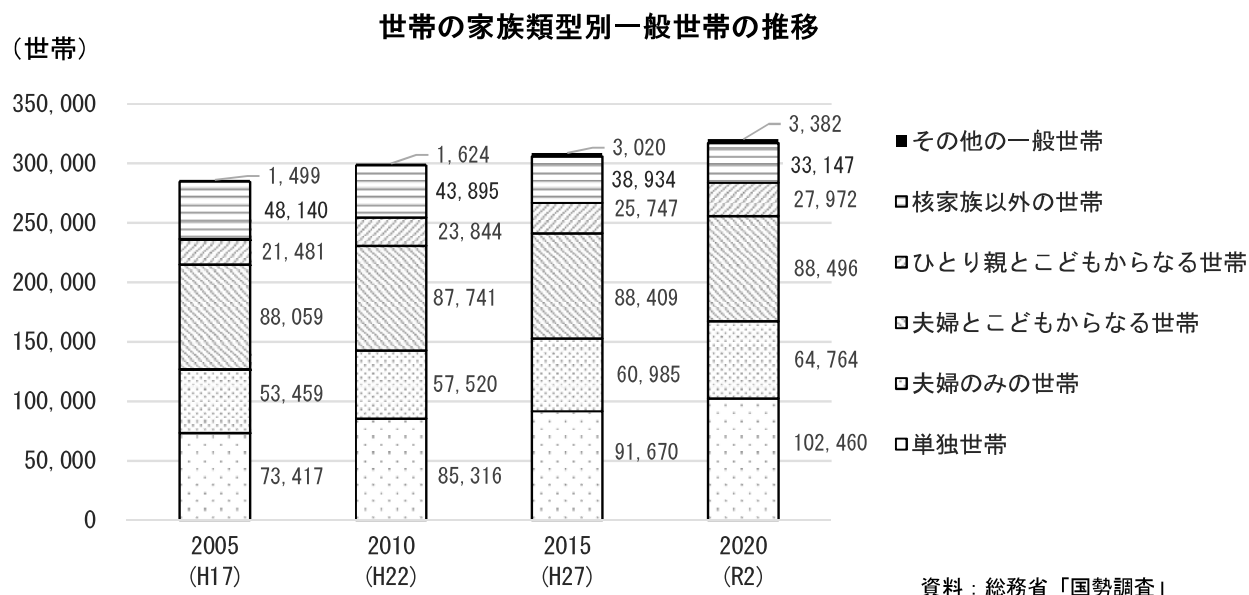
本市の合計特殊出生率は、2015（平成 27）年までは上下を繰り返しながら緩やかな上昇傾向にありましたが、それ以降は下降傾向に転じ、2022（令和 4）年には 1.35 となりました。全国も同様の傾向にあります。



合計特殊出生率…15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計した指標で、一人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを表している。

7 家族形態の変化

本市の世帯数は増加傾向にありますが、家族類型別の推移をみると、中でも「単独世帯」が大きく増加しています。「夫婦のみの世帯」や「ひとり親と子どもからなる世帯」などが増えて家族の多様化が進む一方で、夫婦と子どもと親（三世代同居）などの「核家族以外の世帯」は減少傾向にあります。

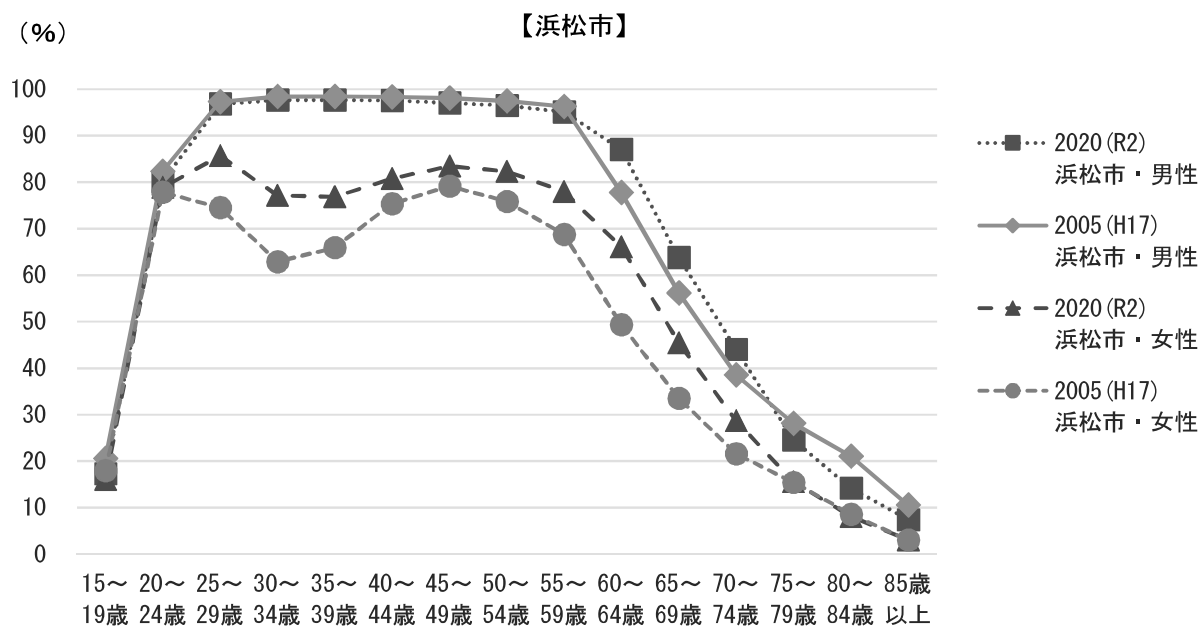


8 女性の就業の状況

女性の労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦下降し、その後、育児が落ち着いた頃に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描く傾向にあります。

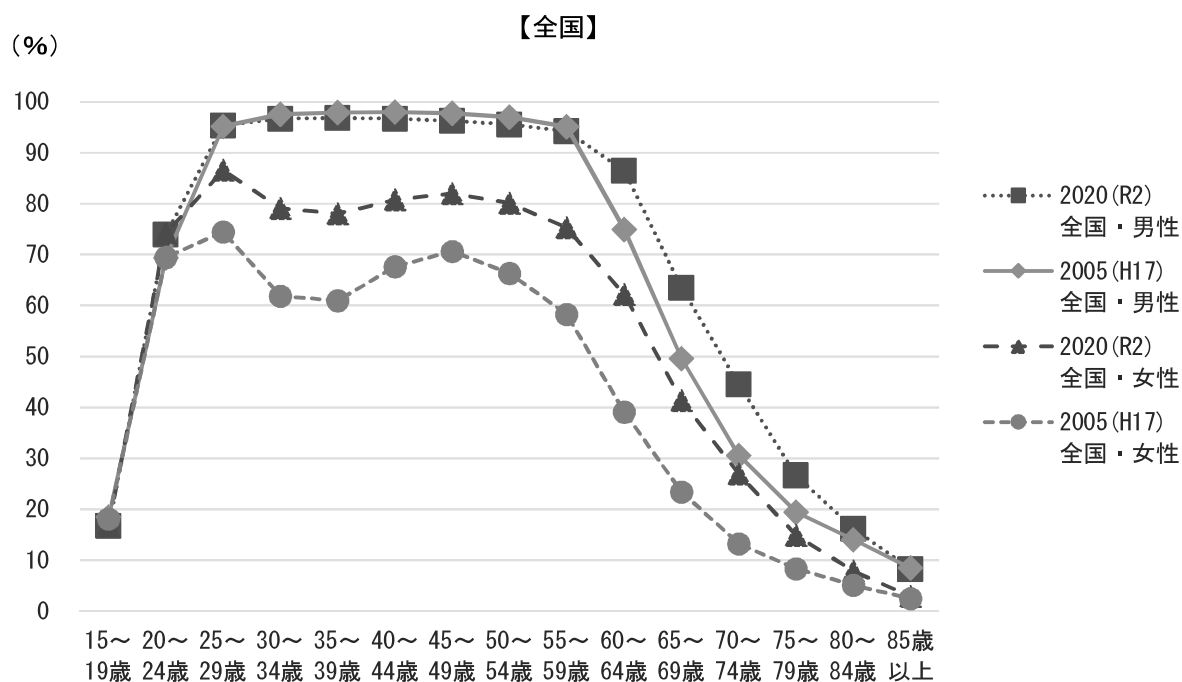
本市の女性の年齢階級別の労働力率は、M字カーブの底となる30歳から34歳において、2005（平成17）年から2020（令和2）年にかけて2割弱上昇しており、カーブが緩やかになっている状況です。また、全年齢において労働力率は上昇しています。

年齢階級別労働力率



労働力率＝労働人口／（労働人口＋非労働人口）×100

資料：総務省「国勢調査」



労働力率＝労働人口／（労働人口＋非労働人口）×100

資料：総務省「国勢調査」